

令和4年 第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月21日(水)から10月5日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月21日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
22日	木			
23日	金			閉 庁
24日	土			閉 庁
25日	日			閉 庁
26日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
27日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
28日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
29日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
30日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
10月1日	土			閉 庁
2日	日			閉 庁
3日	月	決算特別委員会	9時	付託事件審査
4日	火	予 備 日		
5日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和4年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
令和4年9月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和4年9月21日 午後 1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和4年9月21日 午後 1時32分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月21日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第40号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第6 議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第18 議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定
- 日程第19 議案第55号 財産の取得
- 日程第20 議案第56号 民事調停の申立て
- 日程第21 議案第57号 民事調停の申立て

令和4年9月21日（第1日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

ただ今から、令和4年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、岡崎町長より挨拶の申し出がっておりますのでこれをお受けいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

令和4年第5回鞍手町議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る9月4日投開票の町長選挙におきまして、多くの町皆の皆様から暖かい、そして力強いご支援を賜り、2期目の当選をさせていただきました。

引き続き、町長を拝命し鞍手町の運営を担う事となりましたが、その期待の大きさと職責の重さを改めて感じ、身の引き締まる思いであります。

これまでの4年間は、議員皆様とともに鞍手町の喫緊の課題に取り組み、くらて病院を昨年10月に新築移転して開業することができました。

役場新庁舎につきましても、造成工事までを完了することができています。

しかし建築工事につきましても、ウクライナ情勢や円安による資材等の異常なほどの高騰により、入札は不落となっております。

ただ、役場現庁舎につきましても、築66年が経過し、耐震化自体に適してなく、また先日の台風14号による影響で雨漏りもひどく、早急な建て替えが必要なことは議員皆様をはじめ、周知の事実であると思っておりますので、現計画に沿って進めて参ります。

そこで不落となった理由を分析するとともに、議会でご指摘のあった福祉センターについてはその機能を新庁舎に移しますので、別の施設として町直営にこだわらず、維持・管理費がかからない方法で町民皆様にとって利便性の高い施設にしていきたいと思っております。

これからの4年間は、鞍手町の将来を形成する上で大変重要な時期であると考えています。

まずは、5年に一度の国勢調査ごとに約1,000人、人口が減少している現状を移住・定住により緩やかな減少から増加に転じられるようにあらゆる手段により取り組むことが必要であると考えます。

また、役場新庁舎の建設だけでなく、6小学校統合による統合小学校の建設、データセンターの誘致を前提として県や直方市と広域で取り組んでいる直方・鞍手工業用地の早期完成、2年半が経過しても未だ衰えることのない新型コロナウイルスに対するワクチン接種を含む感染対策、今回の台風14号にしてもそうですが、気候変動の温暖化による水害などの大規模災害を想定した取り組みなど、まだまだ上げればきりが無いほど、さまざまな課題が山積しています。

これらの課題の一つ一つ取り組み、鞍手町の更なる発展にこれまでの経験を活かしながら、議員皆様とともに社会情勢の変化に順応した活力のある持続可能な町づくりに粉骨砕身、誠心誠意邁進してまいりますので、ご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、2期目の就任の挨拶とさせていただきます。

令和4年9月21日

鞍手町長 岡崎 邦博

○議長（星 正彦君）

以上で挨拶を終わります。

次に、町長より提出されております「地方独立行政法人くらはて病院の令和3事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書」

「令和3年度 鞍手町 一般会計継続費精算報告書」

「令和3年度 決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情一件は、タブレット端末機に送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番議員有働 徳仁議員及び9番議員栗田 美和議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から10月5日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月5日までの15日間に決定しました。

次に日程第3 「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」を議題とします。

タブレットの送信資料のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、原案を適当と認め原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第40号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

日程第4 議案第40号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第40号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります野中 眞知氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから後任として山田 伸子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第40号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦君)

これから質疑を行います。

議案第40号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第40号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号「鞍手町教育委員会委員の任命」を採決します。

教育委員会委員に山田 伸子氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第40号は、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

日程第5 議案第41号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第5 議案第41号の提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第41号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更であります。

本計画の変更は、令和4年3月の鞍手町公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、同計画との整合性を図る必要があるため変更するものであります。

具体的には、令和2年の国勢調査人口の反映及び持続的発展施策に掲げる「公共施設等総合管理計画との整合」について変更するにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この過疎地域持続的発展計画は、令和4年8月24日付で福岡県知事との協議が整っております。

以上が、日程第5 議案第41号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第42号から日程第9 議案第45号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第6 議案第42号から日程第9 議案第45号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第42号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと歳出では、3款 民生費で国民健康保険税の本算定に伴い、国民健康保険基盤安定繰出金を減額するほか、本年度から開始された国民健康保険世帯の未就学児に係る保険税均等割の軽減に係る繰出金として73万7千円を追加しております。

次に4款 衛生費では、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連予算として5千9万円を追加しております。

次に6款 農林水産業費では、新規就農者の経営支援に係る補助金として562万5千円を追加しております。

次に8款 土木費では、歩道防護柵の老朽化による工事費95万円を追加するほか、下水道事業会計への補助金、出資金等を合わせて2,840万9千円を減額しております。

次に9款 消防費では、消防団退職者の増加等に伴い、消防団員退職報奨金で136万9千円を追加しております。

次に10款 教育費では、スクールバス運行事業者の契約更新に伴う試行運転に係る経費として140万2千円を追加しております。

次に12款 公債費では、過去に借り入れた長期債の利率が見直されたことなどにより、元金及び利子について所要の補正を行っております。

さらに、給与費全般において、本年4月の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。

一方、歳入では、11款 地方交付税で普通交付税が決定されたことから所要の補正を行っております。

また、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか、20款 繰越金では、令和3年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、歳入側で財政調整基金繰入金を減額するとともに、歳出側で財政調整基金積立金を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ5,290万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ93億7,657万7千円としております。

次に、日程第7 議案第43号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算の主なもの、歳出では諸支出金を追加し、歳入では、国民健康保険税本算定に伴う保険税の減額及び前年度繰越金等を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ4,375万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,310万8千円としております。

次に、日程第8 議案第44号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なもの、歳出では諸支出金を追加し、歳入では、滞納繰越保険料及び保険料還付金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ10万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,507万円としております。

次に、日程第9 議案第45号は、令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号であります。

補正予算第2条 収益的収入及び支出関係では、下水道事業収益で279万円を減額し、4億2,437万8千円に、下水道事業費用では、628万2千円を減額し、4億2,327万8千円に補正し、差引き110万円の黒字予算を計上しております。

次に、補正予算第3条 資本的収入及び支出関係では、資本的収入で461万9千円を減額し、6億214万2千円に、資本的支出では112万7千円を減額し、7億1,836万8千円に補正し、差引き1億1,622万6千円の不足となりますが、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金から補填することにしております。次に、補正予算第4条企業債関係では、起債の限度額を2,100万円追加し、補正後の起債の限度額を3億3,750万円としております。

次に、補正予算第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費関係では、職員給与費を461万9千円減額し、補正後の予算額を2,623万6千円としております。

次に、補正予算第6条 他会計からの補助金関係では、一般会計からの補助金を279万円減額し、補正後の予算額を1億8,352万9千円としております。

以上が、日程第6 議案第42号から日程第9 議案第45号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第46号から日程第18 議案第54号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第10 議案第46号から日程第18 議案第54号までの9件につきましては、令和3年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第46号は、令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額9億3,180万398円、歳出総額8億5,530万307円、差引額5億7,650万91円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源100万4,894円を差し引いた実質収支額は、5億7,549万5,197円となっております。

なお、鞍手町財政調整基金条例第2条第2号の規定により、決算上生じた剰余金の2分の1を下らない範囲で、基金へ積立てることとされておりますので、実質収支額のうち2億9,000万円を財政調整基金へ積立てております。

次に、日程第11 議案第47号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、歳入総額19億8,053万8,765円、歳出総額19億1,235万5,860円、差引額と実質収支額は、6,818万2,905円となっております。

次に、日程第12 議案第48号は、令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額8,884万794円、歳出総額6,284万794円、差引額2,600万円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,600万円を差し引いた実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第13 議案第49号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億7,495万673円、歳出総額2億7,415万912円、差引額と実質収支額は、79万9,761円となっております。

次に、日程第14 議案第50号は、令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額162万8,889円、歳出総額162万8,889円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第15 議案第51号は、令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額966万7,448円、歳出総額966万7,448円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第16 議案第52号は、令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額47億51万9,724円、歳出総額47億51万9,724円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第17 議案第53号は、令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、収益的収入が3億3,698万3,066円、収益的支出が3億2,877万6,934円となり、差し引き820万6,132円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、資本的収入が2,550万367円、資本的支出が1億3,497万3,500円となり、差し引き1億947万3,133円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきまして、当年度純利益は、358万2,626円となっております。

次に、日程第18 議案第54号は、令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、収益的収入が4億1,879万3,443円、収益的支出が4億63万5,990円となり、差し引き1,815万7,453円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、資本的収入が4億7,645万3,500円、資本的支出が6億1,242万9,880円となり、差し引き1億3,597万6,380円の資金不足となりますが、引継金926万2,478円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,783万9,265円及び当年度分損益勘定留保資金1億887万4,637円で補填しております。

また、損益計算におきまして、当年度純利益は、31万8,188円となります。

以上が、日程第10 議案第46号から日程第18 議案第54号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第55号から日程第21 議案第57号までの3件を一括して

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第19 議案第55号から日程第21 議案第57号までの3件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第55号は、財産の取得であります。

取得する財産は、ディスプレイ型電子黒板等66台、取得価格は、2千35万円、納期は、令和4年12月28日まで、契約の相手方は、株式会社麻生情報システム飯塚事業所であります。

次に、日程第20 議案第56号は、民事調停の申立てであります。

長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第21 議案第57号は、民事調停の申立てであります。

長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第19 議案第55号から日程第21 議案第57号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日22日から25日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日22日から25日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 1時32分

令和4年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
令和4年9月26日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和4年9月26日 午後 1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和4年9月26日 午後 3時44分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月26日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

	<p>2. 学校や公共施設トイレへの生理用品配置について</p> <p>(1) 近隣施設、国内の状況は。</p> <p>(2) 国(厚労省)の見解は。</p> <p>(3) 世界の動向は。</p> <p>3. 旧統一教会「世界平和統一家庭連合」による町政への関わりについて</p> <p>(1) NHK のクローズアップ現代でも放映された教会関連団体のトップの方は、鞍手町出身だと聞いている。町政への関わりについて町として内部調査の必要はないか。</p>	<p>町 長 教育長</p> <p>町 長</p>
<p>8番 有働徳仁</p>	<p>1. 鞍手インターチェンジ隣接地の開発について</p> <p>(1) 現在は、どのような状況なのか。</p> <p>(2) 大型商業施設が進出するという話を聞くが事実か。</p> <p>2. 農地について</p> <p>(1) 非農地基準は、どうなっているのか。</p> <p>(2) 新規農業者参入について。</p> <p>3. 公共施設の運用について</p> <p>(1) 新庁舎建設や鞍手町保有の公共施設の運用をどう考えるか。</p> <p>4. キャリア教育について</p> <p>(1) 今後の取り組みは。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教育長</p>

令和4年9月26日（第2日）

開会 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから本日の会議を開きます。

本日より、芝野福祉人権課長が体調不良のため、欠席の報告が執行部よりありました事をお知らせいたします。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、送信しています通告一覧表の順序により行います。

最初に1番議員 添田 政勝議員の質問を許可します。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

1番、通告に従って一般質問をします。

今回は、町長が当選されて、2期目ということで3月議会における施政方針が継続されますので、その中から何点か質問させていただきます。

まずゼロカーボンシティ宣言ということで、鞍手町脱炭素化推進協議会を設置して半年たちますが協議会のメンバー、実行計画策定の現在の状況は、どうなっていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、農政環境課長に答弁させます。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。鞍手町脱炭素化推進協議会につきましては、令和4年3月議会において鞍手町附属機関設置条例の条例改正において、その設置の旨を説明させていただきました。

その協議会につきましては、令和4年8月29日に協議会を設置し、10月1日時点で委員の委嘱を行う予定です。

委員の構成としましては、学識経験者として北九州市立大学の教授に委員をお願いし、そのほか鞍手町農業委員会、直鞍農業協同組合、福岡県広域森林組合、鞍手町商工会、鞍手工業団地組合、大和ハウス工業株式会社九州工場、株式会社サンテック、西鉄バス筑豊株式会社、九州電力株式会社、西日本シティ銀行、区長会から、それぞれ委員を選出していただき計12名の方に委員をお願いすることとしております。以上です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

そうしましたら、導入調査っていうのもまだ進んでいないという事ですか。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。公共施設と公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務につきましては、令和4年8月9日に業務委託先の事業者と契約を締結し、現在公共施設の資料の提供等について協議を行っているところです。以上です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

まだまだ、何もちょっと進めていない状況だということになりますけども、ゼロカーボンシティ宣言を行った町長が、これ公共施設以外でこれから鞍手町の脱炭素化をどのような考えで進めていくのか。

出来る、出来ないという事は別として、こういう町にしたいという思いを描くものがあるのか。

あったら教えてほしい。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

庁舎、公共施設以外につきましても当然ながら民間の企業、そしてまた一般の住民の方たちにもゼロカーボンシティまたカーボンニュートラルに向けて取り組んでいただくということになると思

います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

分かりました。この施政方針の中に、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいとありますけども、今後バイオ燃料を使った銭湯やバイオ燃料でも発電事業等の再生可能エネルギーに関する企業からの申入れがあった時に積極的な企業誘致、この考えがありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

バイオ燃料自体が何を指すかという事もあります。

今、一般的にバイオ燃料と言われるものについては、ヤシガラ活性炭のヤシガラの空とか、いうようなあとは木材、間伐材等をバイオ燃料として発電しているという事は、よくあるというふうに聞いております。

しかしながら、鞍手町にとりまして、何が適正かという事については今後計画に基づいて計画が策定される事になると思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

私が聞いた再生可能エネルギー、積極的な企業誘致という考えはありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど言いましたように計画を策定していく中で、どういうものが鞍手町に適しているかポテンシャル調査も行うようになっていきますので、その中で企業誘致が必要なのか、そういった再生可能エネルギーの、どの分野が鞍手町に適しているかということは、計画の中でうたわれるというように考えています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。分かりました。

次の質問に行きます。9月4日の選挙当選後、すぐに町長が鞍手町を大切に思う人たちの勝利。

こう言う発言をしていますけども、なかなか、こんな事を言われる首長は全国でもないと思うのですけども、この発言は、やはり3千人もの町民に喧嘩を売った形であり、厳しい町政になると思われれます。

そのようなスタートでも、この施政方針の鞍手町の未来を開く8つの約束、これはぜひ達成していただきたいというように思いますけども、ここからちょっと4点ほど質問させていただきます。

まず喫緊の課題、役場庁舎等建設事業費ですけども、施政方針に概算事業費を堅持できるよう努めてまいりますと言われますけども、これはどうなりますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これについては、今までも検討している、精査をしているというように答弁をしているというように思います。

これは極近々にどういうものになるのかという事については、議会のほうでお示しをしたいというように思っています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

53億2千万円を超えるかどうか。お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今の経済情勢を考えれば、当然ながら物価の高騰とロシア、ウクライナとの紛争、または円安そういったものを勘案すれば以前言っていた額に比べて物価上昇を含める事になりますので高騰してい

る物価上昇を考えれば今の額よりも高くなるということは想定されています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。高くなるという事ですね。前町長の時には、36億1千万円。

岡崎町長就任後、この庁舎建設の流れを一旦とめた後、44億3千万円、53億2千万円になってまた上がるのですか。もう一度お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私が流れを止めた、というような発言がありましたが私は流れを止めたというようには思っておりません。私が町長に就任したのが平成30年の9月です。

その時点で、それから次の令和元年に向けて基本計画を2度ほど見直して現在に至っていますので、私が流れを止めたというようなことは私自身考えておりません。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

流れを止めたって言うのはこの中で、自分が言われたのですよ。また上がるのか、と言うのを確認したいのです。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども答弁したように、物価の高騰を考えれば上がらざるを得ないというふうに考えています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

ちょっと前回の選挙公約。喫緊の課題として庁舎建設の見直し、これを考えていましたけども、事業費下げる見直しだったのではないですか。お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私自身当初は、そのように考えて議会のほうにも1度前町長が作った基本計画に基づいて改定をしました。その際に議会のほうから提言書というのが提出されておまして、その提言書に基づいて改定をしないと議会としては認められないと、というような発言もありました。

したがって、私は予算が掛らないようにという事で、一度見直しをしましたが、なかなか議会のほうでは、それを認めていただけないということが分かりましたので、やはり役場庁舎、この役場庁舎をこのまま存続させるという分けにはいきませんので議会のやはり承認をまた同意を得ていただくために議会の言われた提言書、その中でも4つの項目についてはっきりと議会のほうから申入れがありましたので、それを取り入れる中で改めてもう一度、基本計画を見直しました。

それによって議会のほうからも同意をいただいて現在、2人3脚で議会と2人3で進んでいるというふうに考えています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

下げる見直しだと。言われますけども、これ同じ選挙公約に身の丈に合った庁舎、イニシャルコストを下げる。と言っていましたけど今度、建てようとする庁舎と言うのは、鞍手町の今現在、身の丈に合った庁舎だということに思っていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

福祉センターも一緒にした複合施設となっておりますので、華美な施設というふうにも考えておりません。今後の鞍手町の将来を考えれば身の丈に合った庁舎というふうに考えています。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

福祉センターと一緒にした複合施設となっておりますので華美な施設と言うふうにも考えていません。今後の鞍手町の将来を考えれば身の丈に合った庁舎だと言うふうに考えています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。分かりました。後、設計の中に見ましたが町長室にトイレが付いていますけど、この事業費削減のため、これ当然なくすべきだと思いますけど、どう思いますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

町長室にトイレは付いておりません。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。分かりました。我々の年代は、こんなに膨れ上がった事業費の庁舎建設よりも、昨年度決定した小学校統合も大事なのです。

庁舎建設に関しては、もう各証明書もコンビニ対応出来ますし、職員の皆さんは効率よく仕事できることが町民サービスだというふうに思っています。

町長、今回の選挙公約には、子供たちが楽しく学べる小学校の建設とあります。もちろん給食センターも入ってくると思いますけども、その財源というのは今、大丈夫だと思われていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今の質問は、通告にはありませんので準備が出来ておりませんので答弁を控えさせていただきます。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。この中にありますけど。小学校の所にあります。それなのに答弁出来ません。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今の質問は、(2)の鞍手町の未来を開く8つの約束の中での質問というふうに考えておりました。

(1)の質問の続きってということじゃありませんし、大きな見出しとしては3月定例会の町長の施政方針という事になっていますが、小見出しの中にそういうものはありませんでしたので、準備はしていません。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。分かりました。財源のほうは分からないと言う事にしときます。

次の公平公正で町民に開かれた町政の推進とありますけども、この漫画の最初とSNS、Dボタンの発信があります。

ラインでは猿の何か情報とか方法、ワクチン、庁舎の基本設計とか先日の台風の自然災害、避難所等の通知もありましたけども、こういう内容の情報を発信することが公平公正、町民に開かれた町政というような考え方ですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当然ながら、住民の皆さんに公平公正で正しい情報を伝えると言う事が一つという事にも思いますし、この中の大きな私の考えとしては、なるほど納得町の予算という事で冊子を作って、行政が税金をどのように使っているのか、町民の方たちに分かりやすく情報発信しようという事で私はこのところも含めて書いております。

残念ながら令和4年の当初予算で議会からそれは必要ないということで予算を削減されておりますので、今、思うに公平公正で町民に開かれた町政の推進の一部は残念ながら出来ていないかなというふうに考えています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

先ほどの予算書の話、今答弁にありましたけども、漫画の予算書に関して町長は、3月の本会議で絶賛されているみたいな答弁をしていました。

翌日、私は中学校の卒業式だったのですが、50人ぐらいに予算書を知っているか。知っていたら良かったと思ったのかという事で調査しました。1人も知りません。どう感じますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

中学生にも分かるようにという事で、分かりやすい予算書は、作っておりますが配付等に議会からも指摘がありましたように問題があったというふうに思っています。

それについては、今後どういうふうな配付によって町民全体に行き渡るようになるか、またこの予算書自体を作成すること自体、議会からお認めいただけるかどうか前提となりますけども、配付の仕方を今後検討していきたいというふうに思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。分かりました。私は情報発信をするなら今回の庁舎建設の入札不落と、ちょっとネガティブな事、町にとって良くないことも発信することが公平公正だというに考えますけども、その辺は、どうですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

不落については、どのような情報で発信するかという事について、それを特定したもので出すのかどうか、少なくともこういう入札のものについて、これだけじゃありません。

全ての公共工事については、入札を掛けて落札されたものもあります。それはホームページ等で掲載しておりますので、それでご覧いただくという事になります。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

ホームページにあまり載っていないかもしれませんが、自分が聞いたのは良くない情報も発信する、ネガティブな情報も発信することが公平公正じゃないか、それはどうお考えか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当然ながら、そうだというふうに考えます。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

後ですね、町への要望で例えば剣北小学校の運動場のスピーカーの修繕の伺いを町長が職員室の勝手口から直接外に出られるから、拡声機で運動場へ向かって叫べばよい。と言って通らなかつたり、室木小学校の運動場は排水が悪いので運動会が雨天順延や体育の授業に影響が出る。

予算要求の場で、町長が室木小学校の児童は30名程度、水が溜まっていない所を使って体育をすればいい。そういうふうに要望が通らなかった時の結果、その理由を発信する事の公平公正だというふうに私は考えますが、その辺はどうですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは内部協議の話になりますので、そこまでの情報発信が必要かどうかというのは今後検討していきたいと思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

要望が通らなかったときの結果、その理由を発信することも公平公正じゃないかと聞いているのですが。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

要望については、答弁をきちんと出しておりますので、それについては発信していると言うふうに考えております。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

こう言うものも、SNS等で発信すればいいと思います。

こういう発信の在り方が町政の関心を失って、今回の選挙の投票率50%を切る、この恥ずかしい結果につながったと私は考えていますけどもね。

次の教育の質問に行きます。GIGAスクール構想ですね。端末が今年度で丸2年だと思いましたが耐用年数のことはちょっと分からないですけども、この端末、5年超えたらもう買い替えの時期を考えるべきだと思いますけど、そんな準備はありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これについては今、他の自治体と同じように5年の更新時期に対して、どのように対応していくかというのは検討されていると思いますし、鞍手町としても特定の財源を積立している訳ではありませんので、これをどうするかという事は、今後の検討課題だと言うふうに思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

あとGIGAスクール構想で福岡市に、身内がおられる方から子供たちが、もうタブレットを使って色んなことが出来るようになってと、そういう声はありますけども、さすがにそういう政令都市と鞍手町を比べるわけには行かない。

先生方も一生懸命頑張っているように思いますが、当然向こうの方がですね、進んでいると思いますが、そういう他の市町村との差が出来ないように鞍手の子供たちのために、ICTの指導者に、もっとう力を入れていく、そういう考えはありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私事で申し訳ありませんが、私の孫も福岡市に住んでおります。タブレットをどのように使っているかというのは、よく承知をしております。

それに対して、教育課または教育長のほうにも、色々とお話をさせていただいていますが、状態としてはまだ整っていないというようなことだろうと言うふうに思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

だから今後すぐに、力を入れていく考えがありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的に教育に関することですので、当然ながら総合教育会議というものがありますので、その中で議論をしていく事になると思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

小学校の空調も中学校の外部指導も1人1台端末、これは国の政策なのです。施政方針、国の政策ばかりで鞍手町独自のものが全然ないのですけども、農業の振興のところは、ちょっとありました。

新たな商品、先進地視察、新たな商品が何なのか、先進地視察って言うのはどこに行かれたのか教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これについては、ぶどうをどのようにして、特産品として売り出すかまたは、ぶどうを通して新たな商品開発が出来ないかどうかについて山梨県の甲府市のほうに視察で、農協の皆さんと共に視察に行ってきました。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

その結果はどのようなのですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今までのところでは、新しい商品開発ということには結びついておりません。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

商品開発を進めるという気持ちはありますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鞍手町の特産品としてはですね、ブドウだとかイチゴ、またはイチジク、特に農業の主たるものについては、米だとか麦だとか大豆だとか、そういった跡地利用型の農業が鞍手町の主な農業と言うふうに考えております。

その中で、米をどうにか生かしたものが出来ないかという事で、今取り組んでいるところであります。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

今、取り組んでいる物は何でしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鞍手町で、山田錦っていう品種の米を農家の方に試験的に作っていただいて、これを鞍手町の原材料を基にした、日本酒は出来ないものかと言うことで今、取り組んでいる所です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

酒をつくるんですね。稲を作るんですか。米を作ったんですね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今年、山田錦を作付していただいています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

面積は、どのくらい作られていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

8アールです。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

1反にも満たないですね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは、試行的にしていますので、最初のロットがこの面積ということで、酒蔵のほうから言われましたので、まずは、これがうまくいくかどうかを試験的に行っている所です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

これを、収穫してどこかに持って行くのですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

山口県の酒蔵のほうに持っていきます。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

鞍手町のお米を山口県で酒を造るという事ですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

その通りです。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

分かりました、試験的に行く事ですのでこれ以上は。私は農業振興、農業従事者全体の事を考えた
ら、2年前にも質問しましたがけれども農業は今鳥獣被害が絶対一番の問題と思うんですよね。農作物
を守ると言うのが大事だと思いますが、その辺は農業振興でいかがですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私自身は生産者じゃないので、詳しい所は分かりません。

しかしながら、世の中の情勢を見ると、お米という日本の諸産物自体の消費が減っていると。

というようなことは報道等で承知をしておりますし、先ほど言いましたように鞍手町にとっては米
麦大豆というのが1番の主産地、主産物だというふうに考えています。

その中で、どのようにして新たな商品開発が出来るかと言うような事から、お米について山田錦と
いう品種を作ってお酒を造ってみようと言う事で今回の試みとして始めました。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

農作物を鳥獣被害から守ると言う事が大事だと考えるという質問をしたのですがその答弁は。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

農業を守るって言う事からするとですね、やはり農業が生活基盤として、きちんと収入に結びつく
かどうか後継者の方が引き続き農業を続けていただけるかどうかと言うふうに考えています。

今年の作付けがどうかちょっと分かりませんが、お米については年々単価も下がっている
と言うようなお話も聞いた事があります。そういった事から、どうすれば儲かる農業になるのか
と言うような事も鞍手町が農業を主産地として生き残れるかと言う事にもつながると言う
ふうに思います。

そう言った事から何度も繰り返しますが、食米としてのお米以外に何か新たな物として主

な特産品になるかどうかというのを今回、取り組んで見ている所です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

質問の仕方が悪いのか分からないのですが、鳥獣被害の話をしたらそんな答弁が返ってくる。もういいです。

今毎朝、鳥獣被害にあった土壌を片付けながらうなだれている。毎晩畑を荒らす猪、顔見知りだっという方もいらっしゃる。来年度の施政方針の農業振興の中にぜひ農作物を守るっていうのを入れてほしいです。それに対してどうですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鳥獣被害については、私は議員の時から一般質問をしたりして取り組んでおります。

4年度についても補助金を増額したり、または免許を取るための補助金を付けたりだとか、そういったことで鳥獣被害を少なくしていただくように努力をしていただければと言うふうにして予算付けをしています。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

さらにICTを総動員した鳥獣被害対策。これセンサーカメラ等で調査して、効果的な場所にセンサー罠を設置する。

またスマートフォン通じて捕獲情報を得ることで、見回る回数も減少する。国会でもあるんですが、これスマート農業だと思いますが、農水省も支援を続ける。こういうのを導入して何か新しい事をやっていく。そういう考えはないですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これにつきましては国、県が今、主導的にしている所ですし、これはやはり農家の方が、どう言う

ような経営をする事によって、これを取り入れていこうというような主体的な取組によって、補助金が国・県、町についてもありますので、それを活用していただければと言うふうに思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

分かりました。最後に、この施政方針。職員と一丸となつてと書いています。それを言うなら職員と一丸どころか町長の独断だと言うふうに私は感じております。

鞍手町は非常に大きな問題にぶつかっています。それは職員の力がないと乗り越えられないと思います。上から押さえつけることなく、しっかりと職員と一丸となつて取り組んでいただくことを期待して一般質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で添田 政勝 議員の質問を終ります。

次に4番議員 宇田川 亮 議員の質問を許可します。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

4番 通告に従いまして2点について質問いたします。

先ほどの質問と少し重なる点も、あるかもしれませんが、ご了承ください。

先ほど少し触れられましたように、9月4日に町長選挙が行われました。大変な暑い中で町長も大変だったろうと言うふうには思いますけれども、この町長選挙の結果ですね。

先ほどもありましたが有権者の50%を切る投票率と言う事でなかなか関心が薄かったのではないかと、というような思いもありますが、それと選挙結果も大接戦となって僅差で町長が当選されたということがあります。

この結果によって、岡崎町長に投票された有権者の皆さんは、結果的ですけども4分の1の有権者の方が投票された。言う事です。

逆の見方をすれば、4分の3の方が町長に入れていないと、言う事になるのですけれども、この点この結果について町長はどう言うふうに、この結果について分析しているのか、またどう評価をされているのかまずお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の選挙、票差としては228票差。と言う事で得票数に余り差がありませんでしたので、大接戦と言うような事で見られているのではないかと言うふうに思います。

当事者としては大接戦と言われるほど、過熱した選挙戦だったと言うふうには感じておりません。

むしろ告示の2、3日前になっても、町民の方たちの中には本当に選挙があるのかどうか、要するにご存じない方もいらっしゃいましたし、いや無投票じゃなかったのみたいな事を言われる方もいらっしゃいました。

そういう事でこれがやはり、町長選挙に対する関心が低かったと言うことから、今までの町長選挙の最低投票率よりも5ポイント近く低かった。

低投票率になったのではないかと言うふうに思います。

4分の3が私に投票していないと言うふうに言われますけども約半数の方がどちらにも投票していないのであって投票された方の多数が私に投票していただいたと。言うふうに思います。

選挙結果は、町民の多くの方に信任していただき次の4年間の町政も私に託すという意思表示の結果だと言うふうに考えています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 君）

もちろん町長が当選された訳ですから、信任された訳です。けども先ほど町長も言われましたように、なかなか町長選挙があるのかどうかも知らない町民の方、有権者の方もおられる。

私の周りにもたくさんおられました。投票券が送られてきて今度は何の選挙があるのですかと。

言われる方も何人かがおられました。確かにですね、なかなか町長選挙については、どっちがどうか何て言いますかね、政策論争にはなっていないように私もそういう気がしました。

ただこの結果全てもろ手を挙げて、ただ岡崎町長に次も頑張るよという結果とは私はなかなか思いつらいのです。ですから1期目の4年間ですよ。1期目の4年間、町長がどう言うふうにやってこられたのかっていうことを知らない町民の方も有権者の方もたくさんおられるとは思いますが、その中で町長として、何か反省すべき点があるのだったら、まずそれがどういう反省点があるかというのは具体的には聞きませんが、それがあれば、改めて新たに2期目、先ほど言われましたけども職員と一体となって頑張るほしい町政。

4年間ある訳ですから、この4年間というのも、なかなか庁舎建設とか色々なことがあって厳しい4年間となります。

町長1人では、なかなか出来ません。ですから、やっぱり職員の力をかりて職員を信頼して一体となった町政運営を進めていただきたいと、いうふうに感じますが答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

②の質問という事でよろしいかと思えますけども、当然ながら私1人で町政を担っていくと言うことは出来ませんし過去の4年間についても私1人が独断でやってきたと、というような事は全く思っていないです。

当然ながら職員と相当な議論をしてきています。相当な議論を闘わせながら当然、職員の言うことも、一理あるならば当然ながらそれは取り入れていきますし、議員の皆さんとも、喧々諤々の議論をしてきて今があると言うふうに考えています。

そういった意味で、どれを指して独断と言うふうな事を言われているのか私自身は理解に苦しむ所がありますが今、宇田川議員が言われたように当然、私と職員の立場は違いますけれども、お互いが鞍手町のために、そしてまた鞍手町住民の皆さんにとって、やっぱり何が1番最善で必要なことなのかと言う事を一義的に考えていきながら町政を運営していくと言う事になりますので当然職員と一体となって今後の町政を進めていきたいと言うふうに考えています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

私は、独断とか一言も言っていませんけども町長として先ほど言いました反省すべき点があるのかどうか。これについて、有るか無いかでお答えいただけますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

反省すべきというところとすれば、やはり今回、町長選挙があるかどうか、よく分からない方たちもいます。それはもう1にも2にも、この4年間の情報発信という所が弱いつているのが1番の原因で全て、やはり町政運営について今鞍手町が何を考え何に取組、どのように進めているかということ、やはり町民の方たちに分かりやすく情報発信をしていきながら鞍手町と、また行政と住民の距離を縮めていくというようなことが私としては出来ていなかったかなと言うふうに思っています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

先ほど来の職員と一体となって、今後も頑張っていくというような事で、今までもそうやってきたと。いう事でしたけどもね。なかなかそう言うふうには、私の耳には聞こえてこないの、そこはもう一度踏み込んで町長自身が考えて職員を信頼してやっていただきたい。

という事を申し述べて次の質問行きます。

次は、町の機構改革についてです。まず町職員の人数、正職員その他を含めて教えていただきたいと思えます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。9月1日現在で、一般職の正職員は137名、うち再任用職員が7名となっております。会計年度任用職員は115名となっております。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

それでは次に、現在の有給休暇の取得状況、それから残業時間の各課別のどういうふうになっているのか、コロナ禍前、コロナ禍後もあるでしょうし、その辺がどういうふうになっているのかって言うのを教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。課別ということなのですが、全体でちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

年次有給休暇の取得状況につきましては、全職員の令和元年以降の直近3年間における平均取得日数が令和元年で7.9日、令和2年で10日、令和3年で10.5日となっております。

若干、増加傾向になっております。また時間外勤務の推移につきましては、直近3年間の課別の1人当たりの月平均時間数を見ますと欠員による影響などを除けば大きな変更は見られません。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

有給休暇の取得状況なのですが、令和元年7.9日で少しづつは増えているという事ですけども消化率からしたらさ少ないのではないのでしょうかこれ10.5日というのは年に10.5日。

逆に持っている有給休暇が切れて継続されなくて無くなっていくというような状況にあるんじゃないのでしょうか。この点はどうでしょう。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。まず持っている取得日数を十分に取って取得していないのではないかなというところだとは思いますが、令和元年度に働き方改革法の施行により労働基準法のほうが改正されております。その中で民間も含めて年次有給休暇の取得につきましては、5日以上を取得させることが義務づけられております。その中で、本町の現状を見ますと令和元年が5日以上、取っている職員数が67%、令和2年が78.2%、令和3年が88.9%ということで徐々にではありますが取得率が向上しているということは現状で伺えます。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

現在、職員が持っている有給休暇の日数というのは何日あるのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

基本的には、1月から12月でマックスであれば40日持っているという職員がおります。

その他、それぞれの状況によっては40日マックス持っていない職員もおります。以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

労基法では、５日以上取らせるというのは、それは取ってない方が多過ぎるから最低限のここは取らせるようにと言う事でやっている訳で、町職員が５日以上取っているのが、６７％とか令和３年で８０何％とか言われても、それでいいですよってという話にはならないと思うのですよ。

有給休暇というのは全て消化する必要がある訳ですよ。それを取らせるのが管理職の務めでもありますし、そこは何か取れない状況、理由と言うのがあるのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。年次有給休暇を取るか取らないかについては個人差がございますし、勤務上、取れないという職員もいるかとは思いますが、その辺については各課の管理職のほうから、ちゃんと取りなさいよと言うことで指導をさせていただいているような状況です。以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

取りなさいよって言ってもなかなか取れない状況があると思うのです。

全職員が、有給休暇全て消化していくと１年に２０日、有給が発生する方もおられますし１０日以上あると思います。そうするとすれば最低限１０数日は取っていかないと年次有給休暇という物は、消化出来ないんじゃないでしょうか。

そうすれば消化させたとして、職場は回りますか、業務は回りますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。ただいまの宇田川議員のご質問についてですが、できるだけ課の中で、回らないような事が無いように有給休暇の取得については、係内であったり、課レベルで調整をさせていただいておりますので、ご心配されています業務が回らないと言うような事には、ならないかと思って

おります。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

あの今でも5日以上で、ほとんど9割方が5日以上年休を取っていますけども、これが倍になる訳です。約倍以上。そしたら今以上の業務量になると思うのです。

回らせる多分回るのではないだろうかって言うような、もちろん回らせないといけないでしょうけど、私はとても全員が有給休暇を完全に取得、消化していけば私は回らないのではないだろうかと
言うふうに思うのです。

そこはきちっと分析して管理職のほうでも検討しながら、やっていただきたいと思いますが、それだけでも、恐らく職員数が足りないだろうと言うふうに思います。

次の質問行にきます。現在、現状の休職者数、理由別に何人ずつおられるのか。そして休職に対する人材の補充というのはどうなっているのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。病気や介護休業などの要因別に休んでいる職員数と言う事ですが要因ごとでお答えしますと職員のプライバシーに関わりますので何らかの要因で勤務していない職員数の総数でお答えさせていただきたいと思います。

現在、何らかの要因で勤務していない職員数の総数は、9月1日時点で7名です。

補充につきましては、会計年度任用職員等で補充ができる部分については、可能な限り調整を行っております。

また今年度については、欠員の解消を行うため中途採用試験を実施し、8月1日から2名を採用、10月1日には、1名を採用する予定としております。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

休職者数よく分からない。介護要員別には答えられないと言う事でしたけれども、病気の介護とかね、育児休業とか言うのはもちろんきちっと条例にも定められていますけども、ただやっぱり病気っていうのが、全体の7名と言う事ですけども7名でも多過ぎるのではないだろうか。

育児休業を取るなど言っている訳じゃないです。

特に病気の方がおられるじゃないかと言う事なのですが、補充の線で例えば一般職ならそういう新たに職員を採用してみるだとか、会計年度の任用職員で補充するだとか、いうことはあるかもしれませんが、管理職の補充はどうされますか。どうされているのですか。今2名ほど、いらっしゃるのではないだろうかと思いますが。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

例えば病欠ということで、病欠で療養されていると言う事で、それが例えば管理職だとしても、そこを補充するという事になりますと療養後に帰ってこられた職員について、またその、ダブるということもありますし当然ながらその課の中で係長は、代決をしていくということが基本にあると言うふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

係長がと言われますけれども、その課の中で内部だけで管理職というのは要人ですから要職ですから、そこの任務まで負えるのか。それが現在そういうふうになっているのか。教えてください。

○副町長（浅野 彩君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○副町長（浅野 彩君）

理由の如何を問わず、管理職が不在になるという期間が長期にわたる場合、簡単な出張ですとか夏休み、年休そういったものであれば係長の代決ということが一般的であろうと思います。

ただ、その期間が長期に渡るという場合についてずっと係長に代決でというのはなかなか厳しいというところもございますので、その場合は私であったり総務課長であったり相談に乗りながら対応するという事を考えております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

考えておりますというか、現在そういう状況であって現在どうなっているのか副町長なり総務課長がその要職を担当しているのでしょうか。

○副町長（浅野 彩君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○副町長（浅野 彩君）

担当をしていると言うか、もともと福祉人権課長なり会計課長の仕事というのは基本的には、その課での仕事になりますので、そうですね。担当している。その場合は、私の方、私の方であったり総務課長の方で処理をするという形になろうかと思えます。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

全て今そういうふうになっているのですね。そうしたら副町長と総務課長のどちらかが今、不在の課長の課の名前言われましたけれども福祉人権課、会計課、会計課なんかまた長いですよ。

もう結構長く不在、長期休暇になっていますけれども、そこはずっと副町長か総務課長が、何か決裁だとか、いろいろ細かいこともあると思いますけれども、そういうのも全て把握し、その管理職の要職を補佐というかね、補充しているのでしょうか。現在、現在がどうなっているのかって言うのを知りたい。

○副町長（浅野 彩君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○副町長（浅野 彩君）

会計課長につきましては、会計管理者については今別の課長を会計管理者にもう充てております。会計課長の業務につきましては、私のほうが代わりに決裁という形をとっております。

福祉人権課長については今日からですので、まだ何もしてない状況ではあります。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

会計管理者は、他の課長と言われましたけれども、副町長か総務課長ではなく他の課長が兼務しているという事ですか。

○副町長（浅野 彩君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○副町長（浅野 彩君）

私は、会計管理者は出来ませんので、私はしておりません。代わりにというか会計管理者の職が長いこと不在になるというのは、会計の業務体制上問題がございますので会計管理者につきましては保険健康課長が今兼任をしております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

だって、保険健康課長はですね、今コロナのワクチン接種だとか、もうそれこそワクチン接種が始まる前にはもう接種班を作るのに職員が足りないだとかも色々あって、今一番大変な部署じゃないでしょうか。そこにまた兼務させるというのは、どうかと思いますけどね。

確かにもう一つは、休日もワクチン接種で出勤したりだとか、いう事もたくさんあってそれでいいのでしょうか。このまましておくのですか。このまま保険健康課長は、会計管理者の兼務をずっとさせるつもりでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当然ながら療養されている職員については、本当に早く帰ってきていただきたい、回復して帰ってきていただきたいというふうに思っていますし、そうなるようにという事で、面接等もしたりしております。

ですから1番は、そこに任のある課長に帰って来ていただくということが一義的だというふうに思います。

しかしながら、なかなかやはり療養等まだ長期になれば、対策として現状今、別の課の課長に会計のことで言えば会計管理者は、保険健康課長に今お願いをしていますし、会計課長としての業務については先ほど副町長が答弁しましたように副町長にお願いをして今、そういう状況で任務に当たっているという事です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

大変問題があると思います。ぜひ改善していただきたい。

次に、移りますけども現在心療内科にかかっていたり、それに類する職員が結構ふえているというふうにも聞いています。人数的にはどういうふうになっていますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。心療内科等にかかっている職員の数はという所ですけれども、先ほどの答弁と同じく職員のプライバシーに係りますので答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

ただし、本町におきましては、毎年1回ストレスチェックというものを行っております。そのストレスチェックの中で、職員の状況等がちょっと不安定だなというふうな部分につきましては、面談等を行って改善ができるような形で対処を行っているのが現状です。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

改善ができればということでしょうけども、一概に病気といっても、いろんな病気があるわけで、心の病気と、別に身体的な病気、身体的な部分についてはある程度、予測がつくと思いますけども、やっぱり心の病気というのは、なかなか予測が回復の予測がつきにくい、私たち素人なんか特に分かりません。ただ、そういう方がおられるということが問題だろうというふうに思うわけです。

それだけ職員に何らかの負担がかかっているのではないだろうか。

ここがやっぱり1番の問題だろうというふうに思う訳で、これは数だけでもないし、ほかにも要因があるんだろうと。いうふうにも思いますけども、この点について何か要因と考えられる点があればお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これにつきましては、私が町長になってから新型コロナウイルスという事が発生しまして、それに対応するような業務が今までの業務以外に業務が非常に増えております。

その中でも、ご指摘にもありましたが保健健康課については、感染症発生以後、感染防止対策や、

感染者への対応、ワクチン接種への対応。

福祉人権課においては、臨時特別給付金の交付事務、その他の給付金の交付事務。

地域振興課においては、持続化給付金の交付事務や商工業者への相談対応など、それらに関連して、他の課・局も所管する事務以外に、感染症関連の事務が非常に多く増加をしています。

課・局の割り振られた事務事業に関する新たな事務事業が発生した場合には、基本的にはその課・局において処理する事となっておりますが、先に挙げたワクチン接種や臨時給付金交付事務等についても、全ての課・局の職員の中から他課支援として当該事務に従事しております。以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

コロナ禍によって、それによるいろんな事務が増えたと。業務量なりが増えたという事が原因じゃないだろうか。言うような町長の考えですけれども今これの話も出ましたので次に行きますけど、そういったことで通常業務以上の業務量が増えているというのは町長からも答弁がありました。

とすれば、ある程度やっぱりコロナ禍で、それに対する給付金事業だとかいろんな事業があります。

町の単独の事業もあると思いますけども、ある課にやっぱり片寄っているのじゃないだろうかというふうに推測する訳ですけれども、その点についてはどう考えておりますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

新型コロナウイルスの発症後、全ての課において業務以外の業務が増えていると言う事は先ほどお話をしました。

その中で、保険健康課においては、感染発症後は、感染防止対策や感染症への対応、ワクチン接種への対応など、福祉人権課においては臨時特別給付金の交付事務やその他の給付金交付事務、地域振興課においては持続化給付金の交付事務や商工業者への相談、対応など、それらに関連して、他課にも所管する事務意外に感染症関連の事務が増加しています。

その課に割り振られた事務事業と関連する新たな事務事業が発生した場合には、基本的にはその課・局において処理する事となっておりますが、先に挙げたワクチン接種臨時交付金、交付事務については、全ての課局の職員の中から他課支援として当該事務に従事しております。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

偏っているという事ですね。コロナの業務がコロナ関連のいろんな事業だとか、そういった業務で、そこに担当、割り振られた担当課が、やっているという事で、業務量は偏っているということは間違いないと言うふうに思います。

先ほど町長が答弁されてきた、６番に行きますけど、ただその今業務量が増えていると、言う事だけじゃなくて、業務の幅も元々広くある訳ですよ。

先ほど言われました福祉人権課なんかは特に、高齢者から子供からなんかもいろいろ幅広くて人権の問題もそうですし、こういった業務の幅も広い課もある訳で、今のままじゃやっぱり町民にきちっとこう対応出来ない、町民サービスが低下するんじゃないかという懸念もある訳ですよ。

それで職員もやっぱり、ある程度、先ほどの有給休暇の取得だとか、いろんな事を合わせれば、やっぱり職員が足りない。正職員が１３７名、会計年度が１１５名、なんかすごい数字ですこれ。

それだけ足りないと言う事で、本当の事を言いましたら、職員が２５０名ほどいないと、正職員が２５０名ほどいないといけない。そういう業務量なのです。本当を言いましたら。

ですから、やっぱり責任を持った正職員を増やすと言う事と共に、ある程度のやっぱり、機構改革、課の割り振りだとか課を増やしたり減らしたりとか、言う事をそういう機構改革も、ある程度必要じゃないだろうかと言うふうに思いますけども、この点についてお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほどは失礼しました。行政改革において、職員の抑制を行いながら財政の健全化に取り組んできたという経緯も、宇田川議員も当然ながらご承知の所と言うふうに思います。

様々な課題を解決するために、職員を増やすということも当然これは一つの方法ということは考えられますが、事務の民間委託やOA化、そして自治体DXを推進する事など職員数を増やす事なく住民サービスの向上を図ることが重要であり、その中で組織体制を見直すことが必要だというふうに考えています。

特にこれから先、一般的によくDXというふうなことを言われますが、これは当然、事務事業についての見直しをデジタル化によって簡素化していこうというようなことと同時に住民の皆様にもデジタル化について生活様式も変わって行く事になるだろうというふうには思います。

それと同時に新庁舎建設を踏まえて組織機構改革案については策定をしておりますので適切な時期を見計らい提案をさせていただきたい。いうふうに思っております。適当な時期に提案をさせていただきたいと、いうふうに考えています。時代に即して組織のスクラップアンドビルドを行い住民ニーズに応えられる組織にしていきたいというふうに考えています。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

何か機構改革の案が出ていると言う事ですけども、その中身について私は分かりませんが、やっぱり町民サービスと職員の働き方については、十分考えていただいて、職員、担当課、にも十分意見聞いていただいて、こうした方がいいんじゃないだろうかとか、言う事も、やっぱり現場の声と言うのが一番ですから、そこでぜひ聞いていただいた内容にさせていただきたいと、言うふうに思います。

行財政改革もあって、職員数も減っていったという事ですけども、先ほど言いました正職員137人、会計年度職員が115名、おられると。これだけいないと回らないっていう事ですよ。

そうすれば、ある程度のやっぱり職員増ってというのは図らないといけないんじゃないだろうか。

言うふうに思う訳です。この点についてももう一度答弁をお願いします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

ただいま宇田川議員の方から、会計年度任用職員が115名と言うふうな所でしたが、先ほど私の説明の中で、もう少し具体的にご説明すれば良かったのですが、ここで再度、報告をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の115名の内訳は、役場内に33名、保育所に28名、学校等で54名というふうな形で、この特に学校等の中、教育委員会の関係ですね、こちらには、部活動の外部指導者等々も入っております。人数で115名というふうな形で報告をさせていただきました。以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

いずれにしても、役場内に33名の会計年度任用職員がおられるという事で、これはこれで必要ではありますけども、やっぱり常時このくらい的人数がいないと駄目だ、業務が回らないっていうのであれば、ここはやっぱりきちっと正職員にすると。正職員を増やすとこの部分は、そういう事をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、職員の育成についてですが職員の育成については各課において責任を持って育成、研修なり、やっておられるというふうにも思いますが、特に一般職員の人事配置、例えば課によっては、この職員については、やっとならば3年なり5年なりで、やっとならばこの業務を覚えてきて今からもっと戦力になるだとか、いう何か計画があるのじゃないだろうかというふうに思う訳です。

それが長いかわかりませんが、そこで今から戦力になってという所でその職員を他の

課に人事配置ってやれば、その職員も今からやろう。ここで頑張ろうって言った、そのやる気も、あれっていう形にもなってくるのではないのか、そういう例があるというふうに聞いていますのでぜひ、特に一般職員の人事配置については、それぞれの担当課、課長の話も、ぜひ聞いてやっていただきたい。

一般的に言うと、管理職は町長が町長なり、副町長、総務課長なりがということですが、一般職員については、ある程度、総務課長なりがまとめて、そして町長に提案して決裁するとか、いう方向が1番まともなんじゃないだろうかと、言うふうに1番現場を知ってある近い所が、一般職についてもわかって、こういう人事配置にしたらどうでしょうかと、お伺いを立てて町長に決裁をもらって、人事権を発動すると町長が、言うことが1番いいのじゃないだろうかと、言うふうに今なっているかどうか分かりませんよ。多分なっていないような話も、チラホラ聞くので、その辺がどうなっているのかは、ぜひそうしていただきたいなと言う事です。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

人事異動につきましては適材適所の配置、定期的な異動、円滑な業務継続の観点で実施している所ではありますが、限られた職員数の中で、病気療養休暇や休職、あるいは子の出産に伴う、産前産後休暇や育児休業の取得の申請により、思うような人事配置にならない事もあります。

当然問題を抱えているかについて、所属職員の状況を尋ねる事はありますが、人事配置については役場全体を考慮して決定しなければなりませんので、業務の効率化や活性化につながるよう、副町長、総務課長と協議の上、適切な配置を考えております。

今、宇田川議員さんが言われたように総務課長が案を作って、それでいかがでしょうかとお伺いを立てるといようなことが行われるかどうか分かりませんがといような事ですが、実際にそのようにして4年間はしてきております。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

そうは聞いてないから言いましたが、ぜひそこは考えてやっていただきたい。いずれにしても、やっぱり職員を信頼してやっていかないと町政運営は担って行けないというふうに思う訳で、ある程度やっぱりその担当課の課長なりに、ある程度の決裁権だとか、言う所も少し増やして、やる気を出させるといようなことも、あわせて必要じゃないだろうか。

一般職員もそうですし、特に担当課になった方が逐一全部町長に決裁を仰いでといような事じゃなくて、ある程度の決裁権なり権限なりを持たせて、やる気と責任を持ってやって行くといようなのも、

そこは町長がその担当課の指名した訳ですから、信頼しながらやっていると。

私、中身について全然分かりませんが、そうならないのではないだろうかという思いから言っている訳で、そこはちょっと間違えないようにぜひ、具体的には言いませんけども、ある程度は課長を信頼して権限をある程度持たせるという事も考えていただきたいと。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

4年前に私が町長になりまして決裁の権限については、以前よりも課長に権限を多く持っていたように権限を広げております。それは、4年前にしました。

先ほどの人事についても、どなたからどう言うような情報で聞かれたかは、分かりませんが人事異動について、それは総務課長当時はですね。まだ副町長がいない場合については、総務課長と担当係長と私、副町長がこられてからは総務課長と副町長と私で人事は行っております。

ただ最終的に、これで行こうと決めるのは私の責任で決めさせていただいています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もちろんそうですけども、私自身が、どなたからとかじゃなくて、ある一般職員、数名、おられますけども、もうちょっとみたいな話をされる訳ですよ。今の岡崎町長はと。

それをもうそれこそ、4年前からずっと私いろんな職員から聞いてきた訳で、そのことの特定はしませんけども、そういう思いを持った職員もおられるという事をご承知いただきたい。やっていただきたい。今から4年間ある訳ですから。この中でやっぱり先ほどの大前提の一体となってやっていると意味で私は言っている訳で、そこにぜひお願いしたいと、もう一つはすいません先ほどの繰り返しになりますけども職員増についてもです。

もう先ほどの有給休暇、もう取得、全て取得出来ないような状況を早く解消する。

そのためにはやっぱり職員数を増やすという事。ぜひ考えてやっていただきたいということを申し述べて私の質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で宇田川 亮 議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 西藤 典子 議員の質問を許可します。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

通告に従いまして質問いたします。まずですね新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

6月頃までは、比較的少ないと感じておりました町内での新型コロナウイルス感染者数が、7月、8月と非常に身近でも急激に増加してきていると実感して驚きまして、ちょっと私なりにも調べてみましたけれど発表は、鞍手郡内という発表でございますから鞍手郡内しか数字が出ないと思えますけれども最近の鞍手郡内における陽性者数はどうなっているのか。

その推移と感染者の傾向についてお尋ねしたいと思います。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては保健健康課長に答弁させます。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。今、西藤議員がおっしゃいますように全国的にオミクロン株が流行した第7派におきまして鞍手郡内の感染者数は、6月が97人、7月が439人、8月が1,387人、9月が20日まででございますが274人となっております。

鞍手郡内におきましては、7月中旬以降より感染者数が増加し9月の月になりまして若干減少傾向にあります。以上でございます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう状況で収まってきつつあるということは非常に安心、少し安心できるんですけど、非常に急激に増えました時期ですがその間、町内におけるクラスターの発生の報告または、死亡者の報告がありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

管轄でございます嘉穂鞍手保健福祉環境事務所からの報告は、郡内単位でございます。

保健福祉環境事務所からの報告では、8月の月に鞍手郡内で3件のクラスターが発生したとの報告がっております。

それから死亡者数につきましては、有無につきましては、町のほうでは感染者での感染症での死亡者数は把握が出来ませんので不明でございます。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

コロナ関連の累積死者数を4万4,000人超となっている状況ですね。その中で、まだはっきりとは分からないとはいえ町内に死者の報告がないという事は、本当に良かったなと思います。

しかし次の質問ですけれども、これだけ感染者数が増えますと自宅療養者の数も増えていると思います。その方たちへの食糧支援という事もできるという事を以前聞いておりましたが、食料品支援等はどうかしておりますでしょうか。その件数とその内容についてお尋ねいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

食糧支援につきましては、福岡県のほうも食料品等の支援を行っておりますが、その部分についての件数は把握が出来ておりません。

本町の食料品の支援につきましては、6月1日から始めさせていただいておりますが9月21日現在20世帯、人数にいたしまして64人分の申請がありました。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

結局、県が本来はすべきところ、これが県内で非常に多いために県の対策が行き渡ってない。
そこを町として補っていただいているんだと思うんですね。

なかなか本当に忙しい中、先ほどからもありましたように人手が足りない中で、そういった事にも頑張っている事は非常にありがたいと思うんですけども、特に本町にはコロナ対策に先進的な取組をされている、くらて病院がありまして非常に心強いのですけれども、町内のコロナ専用病床数と、その使用率はどうなっておりますでしょうかお尋ねいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

町内のコロナ専用病床数でございますが、くらて病院に確認しましたところ感染の状況により、福岡県から確保病床数の通知があるようでございます。

県内の感染者数が多くなった場合、最大で陽性患者用の確保病床数が5床、疑い患者用の確保病床数が1床との事でございます。

それから、くらて病院におけます病床使用率につきましては、6月が28%、7月が58%、8月が95%との事でございます。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今、この数字を聞きまして、8月が95%であったという事で本当に大変な事態であったと思います。

これはこれで終わればいいのですけれども、これから冬に向かって感染拡大の予測をされますね。

感染拡大防止策について全力を挙げていると思うんですけど、今の感染拡大防止策、現状はどういうふうになっておりますか多岐にわたりますが幼稚園とか保育園とか学童保育とか小中学校とか高齢者施設、あるいは障害施設とか、それから従事されている職員の方ですね。

これはやっぱり感染されると非常に大変な事になるわけで、そういった事がどうなっているか実情が分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

私のほうから保育所、それから学童保育、高齢者施設、障害者施設の各施設に確認いたしました。新型コロナウイルス感染症が流行してから手洗い、消毒、換気、検温、マスクの着用等の基本的な感染対策はされているという所でございます。

それから高齢者施設では、職員に対して国の事業を活用し週2回の抗原検査を行い、行事等につきましても多くの人が交流しないよう小規模で行っているというふうに伺っております。

障害者施設でも、同様の対策を取られており8月には月に4回のPCR検査を受験されているというふうに聞いております。私からは以上です。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

私のほうからは、小中学校関係を報告させていただきます。

小中学校では、3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気などの基本的な感染症対策の徹底を図っております。

具体的には、登校時には学校の昇降口で教職員が検温を行い手指消毒、教室では加湿器、空気清浄機、サーキュレーターなどを使用して換気を行っており給食時には、全員が一定方向を向いての黙食も鞍手町では継続しております。

また、家庭で検温などの健康観察を行い熱や体調不良の場合は登校を控えるように職員を含めてお願いしております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

本当に全力で皆さんが、感染防止に当たっていただいているという事が分かります。

先ほども出ましたが、やっぱりそういう状況の中で先生方とか従事者の方とかの人手が足りているのかという、そういう心配があります。

やっぱり疲労こんぱいされているのではないかと、そういった事について町として何か支援できるような事はないのでしょうか。

また、今されている事は、どんな事がありますか。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

学校におきましては、体温測定、そこの入り口にもございますけども瞬間的に体温を測定する、体温測定器や加湿器、空気清浄機、サーキュレーター等を予算をいただいて設置しております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう人手の不足を補う、そういったものがあれば最大限活用していただいて何とか現場で感染拡大しないように今後も町としても取り計らっていただきたいと思います。

思いますに感染拡大防止に最も有効なのは、ワクチン接種と検査だと言われております。

まずワクチン接種の現状と今後の見通しについて分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

まず9月21日現在で国のVRSシステムで接種状況を確認した結果を報告させていただきます。

まず4回目接種完了者につきましては、5,162人、それから3回目接種完了者につきましては、18歳以上が1万384人、12歳から17歳が265人、2回目接種完了者が18歳以上1万2,171人、12歳から17歳が594人、5歳から11歳が109人となっております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ワクチン接種はあくまでも任意でございますので、そこら辺のことを勘案しながら何とか1人でも多くの方が早く接種が完了するような、また手だてをお願いしたいと思います。

本当に大変な事で、町の方も大変努力をされている事を感謝したいと思います。

もう一つは、ワクチン接種と同時に検査が大事だと思いますが幸い鞍手町は町独自のPCR検査の実施をさせていただいております。

その検査受検者数と今後の見通しについてそして、今後の見通しですが、今年度中にあと何人くらい検査可能な状況であるかという事。それもお尋ねしたいと思いますがいかがでございましょうか。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

まず9月21日現在での、PCR検査の受験者数でございますが159人の方の申請がっております。内訳といたしまして、65歳以上の方が48人、65歳以下が111人でございます。

今後感染が拡大すれば、受験者数は増えると考えられます。予算につきましては、当初予算で200万円ほど予算措置させていただいておりますので、現在の支払いが約90万円弱ほどございます。

残り100万円ちょっとにつきまして予算がございますので、この先第8派と言われる部分が増えてもこのPCR検査受験者が増えれば、それに対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

本当に心強い事でございます。くらで病院の設備の充実と、そしてこういうまた具体的な町としての予算を付けていただいて皆さんにぜひこれをできる、聞きますところによりますと65歳以下の方についても無料で、ご本人は無料で検査ができるという状況になったと聞いておりますので、ぜひこの状況を町民の皆さんに知らせていただきましてできるだけ多くの方が、この町の施策の対象となられて感染拡大防止に町として取り組めるとそういう状況を作っていただきたいと思っております。

最後に今後の対応策でございますけれども、何か報道によりますと本日から全国一律に全数把握の見直し簡略化が行われるという事です。

こうなりますと具体的には、今までとどういふふうになるのか。分かっておりましたらお知らせ願いたいと思っております。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

今、西藤議員がおっしゃいますように本日から、全国一律でこのコロナ感染者の全数調査の見直しが行われております。方法等にもよりますが、報告の対象を65歳以上の高齢者や妊婦など重症化リスクの高い方に限定する運用でございます。

福岡県としましては、65歳未満の方につきましては、各医療機関から人数と年代だけが管轄の保健所に報告されるというふうに伺っております。

福岡県の方としましては、そういった方が適切な支援を受けられるように健康フォローアップセンターが設置されるそうです。

センターでは、自宅療養中に症状が悪化した場合の相談への対応や食料品などの入手が困難な方への生活支援が行われるという事を聞いております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今までの自宅療養が非常に増えた結果、適切な治療を受けられず自宅で死亡する事例っていうのが相次いでいるわけです。

また、こういうふうなことになるますと先程もちよっとおっしゃいましたけど、そういう対策、今までの対策から漏れる方が増えてくるという感じがいたします。

健康フォローアップセンターの設置という事ですけども、これがどこまで機能するか非常に不安なところもあります。

町としまして、最後なんですけども最後の質問は町民の命を守り子供達の感染防止と学びの保障の両立のための具体的対応策という事で上げているんですけども、そういう状況も踏まえながら具体的に今後、町としてどういう対応を取られるお考えか具体的な案がございましたらお知らせください。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

小中学校の感染症対策については、先ほど報告させていただいております。学びの保障につきましては、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖や学年閉鎖、学校休業があった場合は、ネット環境に左右されない、イーライブラリーというドリルソフトをタブレットにインストールして、自宅に持ち帰り家庭で学習するようにしております。

また、PCR検査などで陽性になった児童生徒もタブレットを持ち帰りドリル学習をしたり、オンラインで担任と会話をしたりしています。

なお中学校では、ユーチューブを活用した事例もあり、児童生徒の学びが保障されるように対策を行っております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

他には何かございませんでしょうか。一般の町民に向けでもよろしいですけど。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

1番は、命を守るのは先ほど西藤議員が言われましたように、町民の方に今度はオミクロン対応のワクチンを打っていただくという事が1番の感染防止になるかというふうに思います。

それに加えて、今まで取り組んできました対応策、感染防止策を確実に実施していくと。いう事が町民の命を守る事につながるというふうに考えています。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私がちょっと感じますことを申し上げますと、一昨年でしたか小中学生について、これはまだ幼い子供さんも対象だったかと思いますが、希望者にインフルエンザワクチンの無料接種が行われました。何か聞くところによりますと、今南半球は冬ですから、何かインフルエンザが流行っているらしくて、この冬場に向かって日本なんかでも、インフルエンザが流行するのではないかという予測があるようなんですけど、そういう一昨年でしたか行いました。

インフルエンザ無料の希望者に対する予防接種をするというようなお考えはございませんか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

インフルエンザについては、予測が今の所は不可能であります、今のところ補助なり、無料での接種という事については考えておりません。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

また先程の全数把握の簡素化という事にありますのがありましてね。健康ホローアップセンターの設置という事が言われていますけれども、なかなかこれがすぐ機能するか本当に町民一人一人が安心して治療できるようなふうに機能するか非常に心配な感じがいたします。

軽症者が急激に重症化して、良くなるのを待っておられますが、そういったときに速やかに医療機関への対応ができるか。そういった事がやっぱりその辺の対応が、今後町として必要になってくるのではないかと思います。

その中で私が思いますのは、例えば前回の議会でも申し上げましたけど、パルスオキシメーターを町として準備していただいて、無料貸与をしていただくとかですね。

それから、くらて病院の検査体制のさらに充実とかですね、それから食糧支援についても、今度はやっぱり地元でしなければならない、家庭が増えてくるのじゃないかと思います。

それを充実、ちょっと聞きました所によりますと県のほうが内容的には充実していると。

しかし、対応が遅れているから町として支援したという事も聞きましたから、食糧支援等の内容の充実も図っていただいて、町民が安心して治療できるように感染拡大しないような対策は考えられないでしょうかお尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

パルスオキシメーターについても、鞍手町に在庫は今、5台しかありませんし、これを貸し出すという事になりますと他のこの人数にも制限がありますので、なかなか今難しい状況です。

食糧支援につきましても当初予算を計上しておりますので、その予算の範囲内で対応していきたいと思います。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

くらて病院の支援についてですが、先ほど先日いただきました令和3年、3事業年度における業務実績報告書の中に災害時における活動としまして、くらて病院が学校等での新型コロナウイルス感染拡大を防止するために鞍手町内の幼稚園、保育園及び小中学校から要請に基づき園児、児童及び教職員について無料でPCR検査を実施し、感染拡大を防いだとあります。これは今年も今年度もやっ

ていただいているのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

昨年度は、確かに学校関係、教職員関係にPCR検査を無料でしていただきました。

ただ、保健所関係の逼迫情勢とか、そういったもので今度は学校と校医さんが話をしながら進めていくというふうな対策に変わりましたので今のところ校医さんとの、それぞれの学校が連絡を取り合っている状況で今年になって無料PCR検査というのは、今のところはございません。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

やっぱり今後も、そういう事態が起こったときには、速やかにそういう対応をしていただきたいと思います。

ただその、くらて病院が無料で実施してらっしゃるという事ですけどご承知のように、くらて病院は赤字経営、今の所ですね。やっぱりそういう事については、町としての財政的な支援を考えるという事は、無いのでしょうか。お尋ねいたします。かかった分についてですね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、教育長が答弁されたように令和4年度については、くらて病院から無料でPCR検査を受けてないという事ですので今の所、くらて病院に対する支援については考えておりません。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

何回も私申し上げて、耳が痛い方もいるかもしれませんが、学校や公共施設のトイレ、個室とっておりますけども、生理用品の配置についてお尋ねしたいと思います。

近隣の施設や国内の状況で何かお分かりになる事がありましたらお知らせください。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

内閣府男女共同参画企画の第2回調査、これ昨年度になります。

今年の方はまだ集計が終わっておりませんので令和3年度の7月20日時点での調査によりますと全国市町村1,718団体、都道府県47団体合計、1,765団体のうち581団体32.9%で実施されております。

福岡県では、県内の大学や短期大学の保健室や学生相談窓口など、1ヶ所当たり300枚を配布し

ています。配布数は合計で1万7,000枚です。

福岡県内の自治体は、北九州市、福岡市、古賀市、直方市、八女市、大牟田市、久留米市、田川市、大野城市、嘉麻市、朝倉市、志免町、新宮町、広川町、築上町が実施しております。

配布場所といたしましては、学校、子供食堂、男女共同参画推進センター、人権センター、社会福祉協議会などです。

生理用品を配布している多くの市町村は、災害備蓄用のもので消費期限の近いものから、配布しているようです。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

随分ですね、広まってきたなと思います。実は私が最近直方市の隣保館に行きましたら受付に生理用品が必要である事を声に出さなくても大丈夫です。スタッフにこのカードをご提供くださいって言う事もありまして、やっぱり情勢がだんだん変わってきているなと思いました。

実は最近ですね、飯塚市の庄内の交流センターに行きましたら、トイレは和式で非常に古いのですが、ちゃんと個室には、水洗タンクの上にお皿のような物があってそこに5つ生理用品が置いてありました。こういうですね、流れになったんだなと喜んでいる訳ですけど、この件につきまして厚労省の見解はどうなっておりますか。分かりましたらお願いいたします。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

厚生労働省は、令和4年3月23日に、生理の貧困が女性の心身の健康などに及ぼす影響に関する調査の結果を公表しております。

調査内容といたしましては、生理用品の購入、入手に苦勞している人の分布、対処方法、心身的、精神的な健康状態、社会生活への影響、公的支援制度の認知、利用状況です。

なお、国の見解はまだ公表されておられません。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私は、ある新聞で読んだ記事によりますと厚労省は女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であって、内閣府で予算を付けられている地域女性活躍推進交付金、これを申請すれば補助がなされる。

その提供の方法として以前は、相談につなげる事業だという事で保険者カウンターでの受渡しを中心になっていたのが、提供方法の工夫として、公共施設や小中学校のトイレに自由に備え、生理用品を備えて自由に受け取れるようにと特に、そのただし書が冒頭に付け加えられた配布の方法は自治体の判断でするようというふうに聞いております。

また次の、質問ですが世界の動向はどうなっているか、お分かりになりましたらお願いいたします。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

世界各国の取組として、生理用品に対する消費税の減税、免税、女子学生に対して無償配布など、様々な取組が行われております。

また、スコットランドでは2022年8月15日に全ての人を対象に生理用品を無償で提供する初めての法案が大筋で承認されております。以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

本当によく調べていただいて、あと台湾とかニュージーランドとか米国とかフランスとか、もういろんな国で女性に対する無料配布が実施される最近の急激な流れであります。

以上のことを踏まえて、ぜひ鞍手町でも流れに沿った対応をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町におきましては、現在のところ対策を講じるどころまでは行っておりませんが、真に困窮されている住民の方への思案方法などについて調査研究をし、検討していきたいと考えております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

やっぱりこれですね、前の議会の時に生理は自己責任ではないはずだと女性特有の困難をやっぱ

り社会全体で解消するという、これやっぱり今まで女性たちはみんな我慢してきたんですよ。もう、その状態が当たり前だと諦めてきたんだけど、やっと今ね、やっぱりジェンダー平等とか言う事が盛んに言われるようになって、声を上げ始め、声を上げたらね、社会は変わって行きます。

ぜひ、早く1日も早く子供たちの幸せのために踏み切っていただきたいことをお願いいたしまして次の最後の質問に移らせていただきます。

最後に、旧統一教会世界平和統一家庭連合の町政への関わりについてでございます。

NHKのクローズアップ現代でも放映され現在、国際問題との関連で注目を集めております、協会関連団体のトップの方は、鞍手町出身だと聞いております。

やっぱり、全国的にも点検作業が行われております。鞍手町としましても町政との関わりについて、過去及び現在について一応の内部調査、点検が必要だと思います。

何か調査の結果が出ておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

放映されました協会関連団体の方が、鞍手町出身であるという事については、承知をしております。町として関与した事はありませんし調査もしていません。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

多くの自治体でも、気が付かなかった、知らなかった。しかし調べてみたらこういうのがあったというような事も出ております。

したがって例えば、補助金の支出、団体登録、事業への後援、イベントへの参加、寄附、表彰、そういった事で元をただしたら実は繋がっていたという事もありますので、今後も注意深く点検をお願いしたいという事で、ちょっとお気持ちをお聞かせください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鞍手町としては、共催及び後援に関する訓令第3条第2項において、行事の基準等を規定しております。

名義後援については、後援依頼があった際に鞍手町の共催及び後援に関する訓令、先ほど言いまし

たがこれに基づいて調査をしております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今後の事をごさいますて、やっぱりこういう事が全国的にも事例があつておりますので今後とも注意深く点検をお願いしたいという事で質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で西藤 典子 議員の質問を終了します。

次に8番議員 有働 徳仁 議員の質問を許可します。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

通告書に従ひまして、一般質問を行います。

まずは町長2期目の当選おめでとうございます。

まず一つ目の質問させていただきます。鞍手インターチェンジの隣接地ですが、これよくいろんな方から質問されます。

そこで、現在どのような状況になっているのかお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鞍手インターチェンジ隣接の開発状況につきましては、地域振興課長に答弁させます。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

鞍手インターチェンジ隣接地ですが、まず現在の開発許可の概要について申し上げます。

開発事業者は、鞍手開発合同会社、開発区域面積は12万945.54平方メートル。

うち有効宅地面積は8万6,476.51平方メートル。建物の用途としましては、倉庫及び店舗

で許可を受けております。開発許可年月日は平成30年3月27日でございます。この許可日から既に4年が経過しておりますが、ご承知のとおり工事はまだ完了をいたしておりません。現状としましては開発区域面積や地盤高の変更、既存水路等の拡張及びボックス化、調整池の位置や規模等を変更したいという旨が、鞍手開発合同会社より示されております。

これに基づきまして、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準や森林法に規定しております林地開発許可申請に係る審査基準に基づきまして、福岡県関係部署または本庁の建設課などと協議を継続しております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今ですね、現場を確認すると、コンクリート製品などの資材が運ばれていると思いますが工事が今後始まるのか教えてください。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お尋ねの件について開発事業者を確認しております。既に町と協議が整っております水路の改修この資材を搬入しているという事でございますが、改修工事は開発の変更許可、これが下りてから開始するという事で、下りるまではまだ工事をやらないという事でございます。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これもよくいろんな方から質問されます。コストコ、コストコ等の大型商業施設が進出してくると言う話をよく聞きますがこれは事実でしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

まずコストコが、ご承知のとおりこれは1万平方メートルを超える大規模な集客施設でございます。福岡県では、都市計画の運用方針、これを制定しておりまして床面積が1万平方メートルを超え

るような大規模集客施設の立地基準、これを定めております。

この基準によりますと、都市構造に影響を及ぼすような大規模集客施設は利用圏域が複数の市町村にまたがるエリア、これを広域拠点と呼びますがこの広域拠点や公共交通軸、沿線に誘導して行くというふうにされております。

またそれに合わせまして、そういったエリア以外の場所では立地を抑制していくという事にしております。

また、これを実現する方法としまして、大規模集客施設に対しましては、あらかじめ立地できる場所、それから立地出来ない場所、そして規模、こういうものをきちんと定めております。

本町は、この県が決めました広域拠点には残念ながら該当いたしません。

但し、町の一部のエリアにつきましては、この広域拠点に準ずる拠点というものに位置づけられておりまして、施設の床面積でありますと1万平方メートルまでは、立地が可能です。

また拠点以外の場所は、床面積3,000平方メートルに制限をされております。

今回問題となっております鞍手インターチェンジ隣接地は、この拠点以外の場所に該当するために、床面積3,000平方メートル未満の商業施設、店舗ですね、しか立地することは出来ません。

従って、ご質問のようなコストコのような大型商業施設が立地する事はありません。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今のもう一度分かりやすく鞍手の隣接地を分かりやすくもう1回お聞きしたいんですけど、今の現状で言ったら大体、今インター降りてきて造成している広い範囲は、倉庫等のそういった建物が建って3,000平方メートルの商業施設これちょっと自分も調べたら、インターから降りてきた所、ナフコぐらいの多分広さだと思いますけど、大半が倉庫で商業施設であれば、今の鞍手インター出たところナフコぐらいっていうイメージでいいんですよね。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

現在の計画の中で、予定建築物というのが出ておるんですが議員が今おっしゃったとおりに1段高い所にはこれは倉庫なりが建つようになっております。

道路に面した部分については、商業施設、店舗というふうな計画でございます。ちょっと変わる可能性はございますが現在計画は、そういうふうになっておりますし、それから規模、今議員がおっしゃいましたナフコが大体3,000平方メートル規模でございますので、ナフコ規模の大きさの建物が建てられると。いう事でご理解いただけたらと思います。以上です。

○議員（８番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（８番 有働 徳仁君）

この問題は、いろんな方が興味ある問題だと思います。いろんな方が、いろいろ絡んでいるのでなかなか進まない部分もあると思いますけど、1日でもですね、早くやっぱり鞍手インター出た所の隣接地は進めていただきたいなと思います。

次の質問に参ります。これはですねちょっと、お話をちょっとお聞きしたのですが農地、農地を現在の方が保有している所を高齢化によって次の方に引継ぎたいという話が何かお互いの中で、決まっているみたいな話をちょっと聞いて、その中で何か基準、基準に満たしてないのでそれが出来ないというお話を聞いたのですが、この非農地基準というのはどうなっているか、お聞かせください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては農政環境課長に答弁させます。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。農地につきましては、農地法の定めにより、その権利の取得や処分等について厳しく制限をされております。その農地法の手続によらず、非農地となった土地については、一定の基準により非農地であることが認められた場合、農業委員会が非農地証明を発行いたします。

これまで非農地である事を認める基準として、当該農地について、何かしらの手段で過去20年以内に耕作されていない事が確認された場合には、非農地として認めていませんでした。

しかし、近年、国の方針として荒廃農地の発生防止、解消を進める中で非農地判断の迅速化が求められていることを踏まえ、鞍手町農業委員会としましても、今月の農業委員会の中で非農地の判断基準の見直しを行っております。

新しい基準では、20年以内の耕作の有無にかかわらず雑木や竹等により山林の様相を呈しており、もう農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であると認められる場合には、非農地であると認め農地証明を発行する事といたしました。以上です。

○議員（８番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

分かりました。次の質問に参ります。これも若者から、よく話を聞くんですけど若い人たちが農業をやりたい。が5反以上っていうですね、そういったいろんなルールがある中で5反以上を所有しないといけないっていうルールがちょっと厳しいという話をよく聞きますが、今の業界でもやっぱり若手っていうのはどんどんどんどん減っている中で5反って、ちょっと僕も見させてもらったら広いんですよね。

だからそういった本格的じゃないで、もっと狭い一反なり2反なりっていうその狭い範囲で、まずは若者が、そういった農業に入ってこられてですね、そこから大きくしていく部分がいいと思うのですが、取りかかりに非常にハードルが高いという事をよく聞きますので、その事について農業委員さんにですね、参入についてお伺いしたいんですが、新規農業者のですね参入についてどうお考えですか、お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましても農政環境課長に答弁させます。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。個人の方が農業に参入するためには、農地の権利を取得する必要がございます。農地の権利を取得する要件につきましては、農地法の第3条第2項に定められております。現在その要件としましては、農地の全てを効率的に利用する事。必要な農作業に常時従事すること。周辺の農地に支障がない事等の他に、先ほど議員のおっしゃられた、一定の面積を経営する事として、取得後の農地面積の合計が原則50アール以上である事が必要となっております。

但し、農地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、また、農業を担う者の確保及び育成を図るため令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布され、その中で農地法の一部改正が行われ、農地等の権利取得に当たっての下限面積が廃止される事になりました。

よって、この法律が施行されますと先ほど述べました、農地の権利を取得する要件のうち取得後の農地面積の合計が原則50アール以上であるという要件がなくなり、より少ない面積からでも、農地の権利を取得する事ができるようになります。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

このですね、いつから廃止されるのか教えてください。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

この法律の施行日は、法律の中で公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、その施行日を定める政令が現在交付されていません。

よって現時点では、いつ廃止されるかは分かりません。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

それから、いろんなですね、条件、要件が参入するにあたってあると思うんですけど、下限面積が廃止されると、誰でも農地の権利を取得できるのか教えてください。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。先ほど少し触れさせていただいたんですが、農地の権利を取得される場合には、その農地を農地として適正に利用していただかなければなりません。全ての農地を効率的に利用できるための機械や労働力を有している事。必要な農作業に常時従事できることを周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない事等が必要となってきます。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

はい。分かりました。次の質問に参ります。これはですね、もうずっとしつこく行きます。

今ですね、鞍手町の公共施設、新庁舎建設の問題、小学校統廃合の問題、くらの郷の問題、旧く

らて病院問題、今の役場が移動した場合の、この鞍手町役場の問題、大谷自然公園の問題、とかですね、この間こういった質問をした時に豊翔館はどうなんだって話をしたら町長は伝家の宝刀を出したみたいに豊翔館は福岡県警に無料で貸していますと言っていましたね。

そこはこの間、そういう事なんだなというのは分かりましたが、鞍手町の公共施設もういろんな事ありますけど、まず新庁舎建設の件ですね。新庁舎建設は皆さん、ご存じだと思いますが、こないだ工事の入札で予定より10億円も価格の差がありまして不落になりました。

なぜ、こんな事業費に開きがあるのか原因を教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては総務課長に答弁させます。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。経緯からまずご説明をさせていただきます。

新庁舎建設工事は、公募型指名競争入札を実施する事として、入札参加希望者の公告を6月1日に行いました。結果、7社が参加表明され参加資格審査を経て当該7社を指名選考いたしました。

その後、8月5日の入札日までに4社が辞退を表明されました。入札日には3社が参加されました。結果につきましては、報道等もなされておりますが、1回目の最低応札が予定価格を税抜で9億9,100万円超過し2回目について、再入札の意向を確認したところ3社とも辞退となり不落となりました。

不落の原因につきましては、ウクライナ情勢や円安等の影響による物価上昇が大きな要因であると判断しております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

この問題は、いろいろな問題で町長はですね、いつもおっしゃるのが町民の財産だとかですね。

以前53億円の時には堅持しますとかですね、一円でも、少しでも減額するように努力しますとかですね、大体いつもそんな答弁なんですけど今回もなんですけど、これCMが入っていますのでCMマネジメントを入れてですね、そこが精査をして5,000万円もの経費を払っていると思いますけど、

個人的には、そこの方にも何か説明してほしいなと思うのですが、そういった方も入っている中で、5,000万円も掛けてそういった方たちに精査してもらって結果こういう形になっていると思いますが、その辺、何か原因ってありますか。どうお考えですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。CMがいるのに、このような状況になったのかというご質問だとは思いますが、けれども、CM、それから設計会社ともに、昨今の物価上昇や市場動向を鑑みながら設計を進めて参りました。

公共建築の積算においては、第1に刊行物を使用し刊行物にないときは歩掛、歩掛にないときは見積りをもって積算を行う事になっております。

CMからの助言に基づき、3月末の実施設計完了後にも最新の刊行物による再積算を行う対応を取っております。

再積算した結果は、予算内に収まっておりましたので結果として4月以降、入札があった8月までの物価上昇が大きな理由だと判断しております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これは町長にお伺いしたいのですが今、現時点で言ったら10億円上がるって考えた時に、大体53億6,000万円、65億円ぐらいになると思いますけど今の時点でまずそこから上がっていく可能性もあるんですけど、65億円という所まで上がってきている中で予算の縮小を考えていたり、それなのか現状のまま、新庁舎建設を進めて行こうと思っているのか町長はどうお考えでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これにつきましては、今議会冒頭に私の挨拶の中で、説明をさせていただいておりますが現計画に沿って進めてまいります。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

現計画に沿って進めていきます。その財源は大丈夫なんでしょうか。財源って言っても新庁舎建設の問題だけじゃないと思うんですね。

今後山積みにとんどんとんどんいっばい出てきます。その中で財政のシミュレーションは今後のその小学校の統廃合とかそれ以外のものもシミュレーションを掛けているんでしょうか。

お答えください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えいたします。今現在小学校の統合等につきましては、場所の検討を在り方検討委員会の中で、今選定をしている所でございます。場所によってはですね、大きく工事費も変わってくるだろうという所でございます。今現在のシミュレーションの中では、小学校は盛り込んでおりません。

以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

統廃合するにあたって全体の小学校が1校になるのか2校になるのかは、まだ決定はある程度していないと思うんですけどそれ以外の所をもう解体するなら大体1億円だ2億円だとよく聞きますけど、今の6校が5校になったら1校はどうするのか、6校が4校になったらその2校はどうするのかってその辺のシミュレーションはして行ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう考えましょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

小学校の統合につきましては、1校に統合するという事は、小学校の在り方検討委員会の中で決まっております。そしてまた小学校の建設につきましても新たな小学校を建設するという事に検討委員会の中では話として出ております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

質問の答弁になってないですけど、1校になります。そうしたらそれ以外の所はどうするのですか。シミュレーションしているのですかお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

まだ、そういった事についてはシミュレーションをしておりません。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

それは決まっているんだったら、シミュレーションできるんじゃないかなと思うんですけど1校で大体どのぐらいの解体費が掛るのか分かりませんが解体すると考えたときに、大体どれぐらいの費用が掛るのかってのはもう既に考えていた方がいいんじゃないかなと思うんですがどうですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

小学校を解体する事も決めておりませんし、この利活用については今後検討していきたいと思えます。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

分かりました。この話もずっと聞いていきます。小学校の統廃合の問題もそうですが、くらの郷ですよね、くらの郷の問題もあって町長は先日、くらの郷を民間企業に売却する等を考えますって、その前から僕が一般質問している時も民間に委託するか子供の憩いの場、老人の憩いの場というのを考えてあと避難場所ですね、というふうに考えて今後も、くらの郷は考えて行きますって、おっしゃっていたのですが、そろそろ具体的なお考えをお聞かせください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

まだ具体的な考えを披歴する時期にはなっておりません。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

この質問も何年もしているんですけど、まだ具体的ににならないですか。いつになったら新庁舎の話もそうなんですけど、もう少しスピード感を持った方がいいのではないかと思います。

なぜかと言うと、いきなり民間の会社に貸します、売りますって前回も前々回も言いましたけど、すぐ決まる話じゃないと思うんですよね。

だから、そういった方たちと交渉するなり、そういった企業さんとかを探すなり動いた方がいいんじゃないですかって僕はいつも言っているのです。

その時にどうしようどうしようじゃないで、もうそういった方たちを探したりそういう話を協議していった方が、僕はいいのではないかと思います。

そこは町長、1日でも早くぜひ、そういった動きはしてほしいなと思います。

くらの郷なんですけど、1点ちょっと気になったことがあって、これも一般質問で以前お答えいただいたんですけど今、学童保育が、くらの郷に入っていると思うんですけど、今後2年間は使用しますというお話をされていたんですけど、くらの郷を民間企業につて、町長おっしゃっていますけど、どこからどこまでの範囲を民間企業に委託するなり売却するなりを考えているのか。

それと学童保育が2年間使用するっていう所とかぶったりとか、その辺はないのかどうなのかお答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど言いましたように、学童保育が今まだ使用しておりますので、今後のことについては、まだ考えていないという事です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今の計画で行ったら、新庁舎に福祉施設が移動する形になっていると思うんですけど、そうしたら、話が決まるまでは、くらの郷は学童保育があるのみになるっていう可能性も大いにあるって事ですかね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

施設の中には、社会福祉協議会も入っておりますし、老人クラブ連合会も入っておりますし、町の包括支援センターも入っておりますし、そういった施設の団体等が入っておりますので、それはですね役場庁舎が完成した暁にはですね、動くという事になります。

また今ご指摘の学童保育につきましても、同じように動くというような事になるというふうに考えております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これは私、以前、質問しているんですけど、そうなった場合に今、年間4,200万円の赤字を出している所を新庁舎が先に立ちました。皆さん福祉、他の方たちが移動しました。その赤字はそのまま行くっていう形ですか。それだったら二重投資になるんじゃないかなと僕は以前も質問したんですけど、そこら辺はどうお考えですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これも何度もお答えしています。1つの施設の中で赤字だとか黒字だとか、そういう判断はありません。町全体としての予算、これについて最終的な決算の中で赤字になるのか黒字になるのかという判断はありますが、それぞれ個別の施設、例えば体育館であったり、弓道場であったり武道場であったり、役場庁舎もそうです。

こういったもの全てを含めて予算の中で運営をしている訳で、1施設について赤字黒字というような判断については、持ち合わせておりませんし、そういう考えはありません。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これも同じ質問になります。町民の方の大半の方がこれ赤字なのか黒字なのかという会話しか上がってこないと思います。それは町長がおっしゃる事も分かりますけどニュースでも報道でも、こういった場合って皆さん大体赤字、黒字で判断されます。その辺、町長ご存じですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

町民の方につきましては、一般の方の判断でありますから、それが施設について赤字だとか黒字だとか、そういう判断をどういう方たちが、どのようにして判断をされているのかは承知をしておりません。しかしながら行政としては、判断は先ほど言いましたような事に基づいて判断をするべきであって、当然ながら議員の皆様方も予算についてはご承知をされていると思います。

披瀝をさせていただければ、令和3年度においては5億7,000万円ほどの黒字になっております。そういった黒字赤字については、予算についての決算がどうであるかという事で判断をしていただければと思います。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

町民の方がそれで納得できるのであれば僕は問題ないかなと思います。町民の方は赤字か黒字かしか会話しないんですね。それを町長がそうやって皆さんに、説明したらいいんだと思います。

あとは、町民の方の判断だと思います。

小学校だったり、庁舎だったり豊翔館も前回町長は福岡県警の警察犬の訓練場として無料で貸していますと、おっしゃってました。無料が悪いわけではないと思いますけど、今の鞍手町の財政を今後の財政を考えていた時には、やはり売却だったり賃貸だったりっていう何らかの収入がないと僕はいけないんじゃないかなと。その収入をどこかに充てて行かないといけないんじゃないかなと思っています。

お伺いしたところ豊翔館は、グラウンド、建物を福岡県警の警察犬の訓練場として使われていると。

しかし、月に1回か2ヶ月に1回ぐらいしか今の現状では使っていないとお聞きしたのですが、その辺はどうなっていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

旧豊翔館につきましては、本年3月末で廃校し、4月より普通財産として総務課で管理をしております。当該施設の利活用につきましては、複数の相談を受けておりますが福岡県警本部刑事部鑑識課から相談があり警察犬の訓練を行うため施設全体、建物土地を無料で貸付けております。

期間は4月14日より年度末までで月に2、3回程度利用されております。

貸付け条件としましては、年度ごとの申請と許可を行う事と町が跡地利用のため使用期間中に返還を求める場合があるという条件を付しております。

また現在、同県警本部警備部第1機動隊及び第2機動隊からも同様の相談があり、許可をする予定です。

今後は警察犬訓練のほか、機動隊の突入訓練なども利用される予定となっております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

警察犬の福岡県警の方に使ってもらいたい事だと思うんですけど、そういった契約もしている。それでも無料ですか。有料にはしないのでしょうか。何か条件があるのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

公に貸す場合は無料です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

分かりました。無料なんですね。その間に何か建物だったり何か壊れたとか、そういった場合は町で面倒みるのですかそれとも、福岡県警が直すのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

それについては、県警のほうで修繕してくれるという事です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

県警が修繕費用は全部出してその契約期間内だったら全て出すという事でいいんですよね。

この問題は色々ありますけど、新庁舎、くらじの郷、小学校統廃合、旧くらで病院、このくらで病院は今後跡地になる大谷自然公園などですね。

町長のですね、ビジョンというのがあるのか、今後どう考え進めていくのかビジョンをお聞かせください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

公共施設等総合管理計画というものが鞍手町にあります。この計画及び個別計画というのもあります。こういったものに当然ながら準拠しながら、そしてまた鞍手町の総合計画の後期計画というのでも当然ながらあります。こういった計画と同時に議員がご指摘の遊休公共施設につきましても、鞍手町全体の配置について、これは考えていく必要がありますので利活用等については、今後検討していきたいと思います。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

この件に関してはですね、もう本当に早急にじゃないんですけど、1日でも早く動いて考えて町長のビジョンをこうだつていうのを皆さんのほうに示していただきたいなと思います。

何でこの質問をずっとさせてもらっているかって言うのは、私は、ずっと言っているんですけど、新庁舎建ちますよね。

僕が死んだと、私が死んだとしてもですよ、その建物残ると思うんですよ。だから、いろんな問題、若者とかこの次の世代の子供たちそのまた子供たちに、負の遺産として赤字として残したくないんですよね。だから僕はもうこれだけしつこく、ずっと質問させていただいているんですけど、町長、本当にそろそろ町長のビジョンというのを見させて、聞かしてほしいなと、私は思っています。

そうしましたら、次の質問に参ります。

キャリア教育についてですがキャリア教育、これは北九州市から始まって今では飯塚市、田川市、鞍手町、直方市、芦屋町、水巻町、岡垣町という形で、いろんな支部があつて、今どんどんどんどん拡大しております。

内容としては、北九州市から始まっているいろんな経営者、地元の消防士さん、警察官、看護師、自衛隊とかですね、美容師さんだったり建設業だったり、いろんな職業の方たちが、小学校、中学校、高校にボランティアで集まり、それに対して子供たちに自分の職業はこういうものだよっていうのをチーム毎に小学生が10人くらいで自分の前に来たら、その子たちに自分のお仕事はこういう仕事ですよっていうのをお話しして何回かローテーションしながらですね、やっているっていうとても素晴らしい事業です。

このキャリア教育は、本にもなっています。それを踏まえて現状と今後の鞍手町としての取組を教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

答弁指定者は私町長となっておりますが、この件につきましては教育長に答弁をお願いします。

○教育長（外園 哲也君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

キャリア教育とは、一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる事を通して、キャリア発達を促す教育のことです。本町では、キャリア教育の実施に当たっては、家庭、地域と連携し体験的な学習を重視すると共に、各学校毎に目的を設定し、教育課程に位置づけて、計画的に行っております。

また、小学校段階から発達段階に応じて実施する必要があり、本町でも各学校の教育課程にキャリア教育を位置づけ、小学校からキャリアノートをつくり、ポートフォリオで中学校まで引き継いで学習しております。

そこで、生徒1人一人が社会の厳しい変化の中で、様々な課題に対して柔軟に、かつたくましく対応し社会人、職業人として自立して行く事ができる児童生徒を育成しています。

また、自分の能力、適性、興味などに応じて、将来に対する目標や希望を定め、その実現に向けて計画的に努力し将来、社会人として自立して行く事ができる能力を養っております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

その話を踏まえ町長は、どうお考えでしょうか。お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

キャリア教育につきましては、先ほど有働議員が質問の中で説明されましたように、非常に重要な教育だというふうに考えております。

従いまして将来を担う子供たちには、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とレジリエンスを身につけ、たくましく生きるために、生きる力を育む教育が重要であるというふうに考えております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

ぜひ、町長この取組は私も非常に良い取組だと思いますので鞍手町も今以上に進めて行ってほしいなと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で有働 徳仁 議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。明日27日を休会にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日、27日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。

閉会 午後 3時44分

令和4年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
令和4年9月28日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年9月28日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
令和3年9月28日 午後 1時43分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月28日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第2 議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第14 議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定
- 日程第15 議案第55号 財産の取得
- 日程第16 議案第56号 民事調停の申立て
- 日程第17 議案第57号 民事調停の申立て

令和4年9月28日（第3日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから本日の会議を開きます

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を議題とします。

○議長（星 正彦君）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第41号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の18頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、18頁から25頁まで質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

19頁、正規職員の人件費が1,300万円ほど減額ということになっていますけど、この中身について、お答えください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。人件費の分につきましては、当初予算の人件費の予算編成は、仮の人事異動、共済費の負担率を基礎に編成をしております。この時期に補正をする理由につきましては、現状の人事異動や社会保険料掛金の基礎となる標準報酬額の改定に伴う補正となっ

ております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

21頁ですけど、21頁の工事請負費の所に、公有施設感染症予防対策事業費とあります。どういふ工事が行われるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。この工事費の増額につきましては、長谷別館に設置しております六ヶ岳登山用のトイレの老朽化、不衛生のため、当初予算で工事費を計上させていただきましたが資材高騰等のため現予算額の執行が厳しいために予算計上するものです。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について、24頁から35頁まで質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

29頁の正規職員人件費の減額について、教えて下さい。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。予算の減額につきましては、先ほどと同じ理由と、プラスアルファといたしまして、公立保育所の減額の理由につきましては、育児休業取得者による減額が主な要因となっております。以上です。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

それでそしたら、保育力の低下というのが考えられますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

その辺の低下は、ございません。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

33頁の真ん中あたりですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の会計年度任用職員の報酬とありますが、これは何人分なののでしょうか、お尋ねいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。この分につきましては、当初予算では、4人分の報酬を組んでおりました。報酬を支払う期間がワクチン接種事業費の実施期間が9月30日までと当初なっておりました。それが10月1日から令和5年3月31日まで延長されましたので、同じく4人分の報酬を補正するものでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。6款 農林水産業費から8款 土木費について、34頁から41頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

36頁、タブレット頁で言います。用水路の補修費に200万円計上されていますが内容を教えて下さい。

○建設課長（西生 卓矢君）

議長。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢君）

お答えいたします。用排水路費の工事の補正なのですが、この工事は昨年度と今年度に分けて立林の猿喰地内の倒壊した水路の補修工事を今現在行っております。

昨年度に、施工に必要な仮設道路のほうを設置いたしまして民地の中に仮設道路のほうを設置しております。

今年度に入って地権者の方から、当初はその仮設道路のほうは、工事が終わっても残して良いという形の了承を得ていたのですが今年度に入りまして地権者の方から、どうしてもやはり、この仮設道路のほうは撤去してほしいという要望のほうがありましたので、当初予算ではその仮設道路の撤去費のほうを見込んでおりませんでしたので今回200万円の工事補正費を計上させていただいております。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

当初地権者の方から、その仮設道路は残していても良いよってというレベルの話だったと思うのですが、その場合に何らかの形で地権者との契約、こういったものは結んではないのですか。その辺をどのように処理しているのか。

○建設課長（西生 卓矢君）

議長。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢君）

仮説は、あくまで仮として当初考えておりました、それで地権者の方から当初は、やはり残してもらったほうが色々と、自分の土地を使いまいがあるとか、そう言う事で残してほしいと言う話でありましたが、やっぱりどうしても隣接すると誰でも通れるようになるとか、防犯上ちょっとあんまり良くないという事で撤去のほうをおっしゃられたのですが、1番最

初に仮設道路を作る時には契約だの何だのというのは結んでおりません。

口頭でこの仮設道路のほうは残していただいて結構ですと言う事を言っていたいております。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

その辺がちょっと理解出来ないけど、民地ですよ。民地を使用させていただくのですよね。そうするとそこで何らかの契約って言うのはやはり結ぶべきじゃないかなとは思いますが、それを口頭でやっていたから、残しておいて下さいと。言ったものが急遽、所有者の考えが変わって外さなくてははいけない。これ仮の話をしたらですよ。一連の工事として、仮設工事の仮設道路の撤去まで、入れた工事の代金と単独で行う場合に、これ差額出ないのですか。

○建設課長（西生 卓矢君）

議長。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢君）

一連の工事の中で、した場合の差額とですね、一連の工事の中で織り込んだ工事費と、それを別に発注した場合は、やはりどうしても経費の関係上、若干の単独で出したほうがプラスになります。

しかしですね、今回につきましては、まだこの工事自体を発注していませんので、これを織り込んで発注するような形としております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。

次に進みます。9款 消防費から12款 公債費について42頁から49頁まで質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

43頁の、防災無線費の修繕料の内容を教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。こちらの修繕費につきましては、防災行政用無線のバッテリー交換費用として追加するものです。

現時点で、残額3万3,000円というところで既にこれ以降、修繕をする予定とあるところがありましたので今回補正をさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

43頁の報償費の中の消防団管理運営費の中の、消防団員退職報奨金は、これは何人分でございますでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。消防団管理運営費の消防団員退職報奨金につきましては令和3年3月31日付で退職者が当初10名の予定でしたが11名となった事から今回追加するものです。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

47頁の歴史民俗博物館感染症予防対策事業の内容を教えてください。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

お答えいたします。博物館本館のトイレの改修工事の補正となります。

当初は2ヶ月で工事期間のほうを考えておりましたが現在は、便器の納品が発注から最低2ヶ月以上かかる。という事の回答いただきましたので工期を4ヶ月に変更して、あとは物価上昇に伴う単価の見直し等を補正しておりますので、その分で計上させていただいております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ新しく歴史民俗博物館別館は、建つ予定だと思いますが、今歴史民俗博物館のトイレを新しくした場合にその後、新しく歴史民俗博物館別館のほうとの絡みはどんな感じになりますか。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

お答えいたします。今回、工事をする予定なのは、本館のトイレと言う事になりますので、今年度、予定しております博物館別館は、展示場のみという形になりますので、この工事を行った後は、本館のトイレの方をそのまま使用する事になります。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

隣の頁の、46頁ですけど、この寄附金ってどんな寄附金になりますか。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

この寄附金っていうのは、企業版のふるさと納税を一部充てるような形になっております。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

その下の弓道場感染症予防対策事業費ですけど、これの工事内容を教えてください。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

先ほどお答えした歴史民俗博物館と同じ内容になります。こちらの方も納品と単価の上昇から補正の方を計上させていただいております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ先ほどのトイレ等という事ですけど、これ避難場となっている町内の各施設は、当然、同様の修繕が完了しているんですかね。

ここ避難所の場所ではないと思いますけど他の避難所の場所と当然のように他の避難所の場所も当然、修繕されているんですよね。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

お答えいたします。この分については、社会体育施設という事で公民館全体の施設の方を考えて順序ですね、最初は公民館本館、それから歴史民俗博物館、弓道場、その後に体育館、武道場という形で順序ですね、予算等の関係もありますので、その辺を計画的に施工して行くという事で、こちらの工事の方は計上させていただいております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これは避難所として避難所になるんですかね、僕は避難所になっていないと思っていたの

で、ちょっと質問しますけど避難所に、僕の中ではなっていないと思っておりますが、そういう施設の一部、趣味で楽しんでいるだけの施設に、そんな工事が僕は必要なのかなと思うのですが、それだったら他の体育館とか、避難所の所をメインでやって行ったらいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当初予算の時にも説明したと思いますけども、失礼しました。6月定例会の時にも説明したと思いますけども、当初は体育館のトイレを改修しよう、また武道場を改修しようというような計画をしておりましたが間に合わなくて、要するに設計そのものが間に合わなくて先ほど教育課長が言いましたように体育施設全体のトイレの改修の中の一つとして弓道場を改修するという事で、この体育施設のトイレについては順次改修を行います。

従ってこれが避難所だとか避難所でないだとか、そういう事には関係なく体育施設、町民が使う体育施設のトイレの改修の一部と言う事で改修を行います。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から17頁について質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

11頁の中ほどですけれども、国庫支出金の中の内、社会福祉費負担金の中の国民健康保険未就学児均等割保険税負担金と言うのがありますが、これは何人分、対象者は何人おられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

本年の4月からですね、国民健康保険に加入してある方の未就学児の部分の均等割部分が、ご存じのとおり2分の1になっております。その分に対する補助金でございますが対象者は81名でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

同じこと関連ですけど、13頁の今度は県の負担金ですね。国民健康保険未就学児均等割保険税負担金とあります。これもやっぱり今と同じ81名ということでしょうか。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

西藤議員おっしゃるとおり81名でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1

号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第46号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する事にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時30分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは、ご報告いたします。委員長に許斐英幸議員、副委員長に篠原哲也議員、以上でございます。

○議長（星 正彦君）

以上のように決定しました。

次に進みます。日程第7 議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第55号 財産の取得を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

今回電子黒板。ディスプレイ型電子黒板の購入という事になっていますが、たしか過去にも同様の機種っていうか、同様の電子黒板というのは、小学校等に納入されているのか、それとも、今現在使われているのが大型ディスプレイなのかその辺をちょっと教えて下さい。

○教育課長(森永 健一君)

議長。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長(森永 健一君)

お答えします。現在、電子黒板については、小学校、各小学校2台ずつ、テスト的な形で数年前に導入の方はしております。

今回は、小学校については大型モニターという事で電子黒板ではありません。

中学校の方も平成27年、中学校が開校した時に電子黒板の方を3台入れておりますが、それから年数も経過しておりますのと、今のソフトにちょっと対応出来ていない部分がありますので今回、電子黒板の方は入れさせていただこうと思っております。以上です。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうするとね、納期が12月28日と言う事になっていますよね。台数もかなり多いわけですが、まず、納期が本当に守られるかどうか非常に今の状況からいくと、不安があります、それと今回導入する事によって学力向上に繋がるというふうに我々は判断して良いのかどうか、その辺を教えてください。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

お答えします。納期については、入札の方が終了してこの納期までという事で契約の方が出来ておりますので納期の方はできると思います。

学力向上についてですが、その分は、これからまたデジタル教科書等も入っていくので、その分とかも活用しながら学力の方は上げていくように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

入札等でね、契約で納期の方の確認は出来ている。と言うのは十分理解できますけど、やはりちょっと状況が社会状況がこういう状況でもありますし、形式的と言えおかしな形になりますけども業者側の方には、やはりその納期をしっかりと守っていただけるように、確認をする必要があると思います。

これ仮に納期が遅れた場合、仮の話をここでして良いのかどうか分からないけども、納期が遅れた時というのは、これかなりその授業に影響が出るんじゃないかなというふうに考えるんだけど、その辺はいかがか。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

モニター等の納期については、おっしゃったように確認をしていきたいと思っております。

もしも納期が遅れた場合には、なりますが現在、2010年制と言う事で12年前のモニター等が入っておりますので、その分を活用しながら納期が遅れた場合は、やって行きたいと考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これは全小中学校に設置するという事で良いですか。それで、耐用年数はどういうふうになっていますか。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

今回の電子黒板については、中学校の通常学級と特別支援学級の15学級と言う事で15台、小学校の大型ディスプレイについても、通常学級と特別支援学級の51台という形にしております。

あと耐用年数については、デジタル機器になりますので耐用年数5年、但し、5年で買い替えが出来れば予算等の関係が出てくるので、5年で買い替えが出来るという形では考えておりませんので、また予算等が付いた時に入替えを考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

このディスプレイなんですけど、これ何年制になりますかね、教えてください。ディスプレイと大型ディスプレイ。

○教育課長（森永 健一君）

議長。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一君）

すいません。正しくはですね、すいませんちょっとこちらの方にも資料がないのですが、1番最新式って言う事になっておりますので、2022年制か21年制だと考えております。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第56号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これまでに同様の事例があったのかどうか。あれば、どのぐらい何年に何件と言う事が、分かれば教えてください。

○建設課長（西生 卓矢君）

議長。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢君）

お答えいたします。資料がすいません前回ですね、令和元年度の9月に1件、民事調停の方を行っております。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

この民事調停をするに対しての町の負担等が、どのぐらいあるのかっていうのを教えて下さい。

○建設課長（西生 卓矢君）

議長。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢君）

お答えいたします。町の負担といたしましては民事調停を起こす裁判所に起こす金額といたしましては1件、滞納額によりますが今回につきましては1件500円になっています。

今回56号と57号で2件ありますので合計で1,000円となっています。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第57号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日、29日から10月4日までの6日間を委員会審査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日29日から10月4日までの6日間は、委員会審査のために休会します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 午後 1時43分

令和4年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
令和4年10月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和4年10月5日 午後 1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和4年10月5日 午後 3時20分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第5回鞍手町議会定例会議事日程

10月5日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計
歳入歳出決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第55号 財産の取得 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 議案第56号 民事調停の申立て (民生産業委員長報告)
- 日程第17 議案第57号 民事調停の申立て (民生産業委員長報告)
- 追加日程
- 第1 議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第18 陳情第10号 鞍手町手話言語条例(仮称)の制定を町に求める陳情書
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 閉会中の継続事件

令和4年10月5日（第4日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから本日の会議を開きます。

本日の会議には、総務課庁舎建設推進係石田係長および政策推進課財政係小長光係長を説明員として出席要求しています。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりで。

日程第1 議案第46号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので決算特別委員長の審査報告を求めます。

○決算特別委員長（許斐 英幸君）

議長。

○議長（星 正彦君）

許斐決算特別委員長。

○決算特別委員長（許斐 英幸君）

決算特別委員会の、議案審査報告をいたします。

議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第46号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第46号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第52号から日程第4 議案第54号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定

議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第47号から日程第9 議案第51号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長(須山 由紀生君)

議長。

○議長(星 正彦君)

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長(須山 由紀生君)

民生産業委員会の、議案審査報告をいたします。

議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出

決算認定

議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9月28日に付託された、上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第47号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第47号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第48号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第49号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第50号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第51号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第10 議案第41号から日程第13 議案第55号までの4件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更

議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第3号

議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号

議案第55号 財産の取得

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和4年度鞍手町 一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第14 議案第43号から日程第17 議案第57号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長(須山 由紀生君)

議長。

○議長(星 正彦君)

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長(須山 由紀生君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

議案第56号 民事調停の申立て

議案第57号 民事調停の申立て

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から議案第58号について議案が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号を日程に追加し追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

追加日程第1 議案第58号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、新庁舎等建設工事に係る公募型指名競争入札が不落になったことを受け、本事業を進めていくために設計内容の一部を修正した上で、必要な予算措置を講じるものです。

主なものを申し上げますと歳出予算では、継続費の令和4年度の年割額を変更した事に伴い継続費に係る工事費で3億8,495万4千円を減額しております。

一方、歳入では、15款 国庫支出金で庁舎等建設工事に関連する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受けたことにより、所要の補正を行っております。

また、歳出予算の補正に関連して、19款 繰入金や22款 町債で所要の補正を行っております。

その結果、歳入歳出それぞれ3億8,495万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ89億9,162万3千円としております。

なお、継続費については、当該年度以降の支出予定額並びに建設工事に係る事業年度を令和6年度まで1年延長する必要があるため、継続費の建設工事に係る総額

34億7,599万1千円に9億444万1千円を増額し補正後の総額を43億8,043万2千円とする変更を行っております。

以上が、追加日程第1 議案第58号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

これから質疑を行います。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の12頁をお開きください。

2款 総務費について12頁から13頁まで質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

庁舎建設費に関して伺いたいのですが、これは令和4年に行うべき工事が行われなくなったのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の補正につきましては、年割額の補正に伴って減額となっております。

以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

庁舎本体、外構工事、博物館との建設費とこの減額ですね3,800万円の減額なのですが、もう一度言いますね庁舎本体、外構工事、博物館等の建設費と判断するが庁舎本体の工事費として減額しているのか教えてください。

○総務課庁舎等建設推進係長（石田 正樹君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課庁舎等建設推進係長。

○総務課庁舎等建設推進係長（石田 正樹君）

お答えいたします。今回の補正の減額につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように令和6年度まで事業年度が延びました事に伴いまして令和4年度の事業費を減額するという内容でございます。

建設費、庁舎と、それから博物館別館、外構、それから庁舎等ですね、本体の建設費については継続費のほうで補正の額はお示しをしております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

庁舎、博物館や外構工事が含まれていると考えるがこの減額は外構工事が含まれていないのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

はい。外溝等も含まれております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。10頁から11頁について質疑ありませんか。

これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

どういうふうに頁を指定していいかわからないと難しいですけど4頁、それから14頁に関連しての質疑になります。

まず、この増額補正の財源これを教えてください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今回、設計の一部修正によりまして継続費で建設工事の補正前の総額に9億444万1千円を増額させていただいております。

その財源につきましては、補助金、地方債、基金、一般財源で賄う事となりますが、その内訳といたしましては、補助金が2億1,653万9千円、地方債が5億9,050万円、基金が6,554万9千円、一般財源が3,185万3千円となっております。

なお、地方債には、交付税措置のある有利な起債が含まれている事から建設工事の増額分9億444万1千円に対する本町の実質的な負担額につきましては、5億2,144万2千円と見込んでおります。以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

ちょっと町長にお伺いをいたします。今回の9億円の増額補正の要因、これをどのように分析され、どのようにお感じになっていらっしゃいますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の増額要因につきましては、当初、不落になった予定額に加えてですね、この世の中の大きな変化、円安であったりウクライナ情勢であったり、そして1番は資材の異常なほどの高騰であったり、そういったものが主なものというふうに考えております。

これにつきましては、華美なものが増えていたりしている訳でもありませんし、また当初予定していたものから、かなりの要するに努力をしまして減額をしております。そうした努力の中でも致し方ない増額というふうになっておりまして、これは先ほども言いましたように世の中の大きな情勢の変化に基づいたものであり、先ほども言いましたように避けては通れないものだというふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

多少ちょっと質疑から逸脱するかもしれませんが、この増額分の返済を含めた、今後の返済、これをどのように考えているのかを教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これについては、当然ながら行財政改革も含めた中で、これは返済していくということになりますけども、この返済については、問題ないというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

私も4頁、14頁の増額ですけども施政方針で経済状況の事も踏まえて概算事業費を堅持するというふうに言っています。それなのに約9億円の増額、これはどう受け止めていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように世の中ですね、経済情勢が大きく、ここ1年近くの間に変化をしております。それに伴いまして先ほど言いましたように1番は、資材の異常なほどの高騰であったり、円安であったり、ウクライナ情勢であったり、そしてまた1番エネルギーの高騰であったりと、そういった建設に関わるもの全てが高騰した事が大きな原因というふうに考えております。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

そう言うこの増額の原因が経済状況だけだと、いうふうに思っていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

その通り、そのように考えております。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

最大限の減額と言う努力をしたと言えますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

小さな所からですね、1 から全てを見直しております。これ以上ですね、出来ないと、よくそういった企業等では、よく言いますが乾いたタオルをなお絞ると、いうようなぐらいにですね。減額については、非常に見直しております。

しかしながらですね、これがもう本当に限界というぐらいまで大きく見直しています。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

資料をいただいておりますけれども、この中で工事費の概算でコストダウンの一覧表というのがあります。全体で2億6千万円の減額でコストダウンしていると言う事なのですが前々からですね、庁舎建設に対しては、出来るだけ絞って絞ってやってくれと。言うような意見を申し上げていた訳ですし、そうされてきたと言うふうには認識はしていますけれども、ただまだこれだけ絞れるところがあったのではないだろうかと言う事ですよ。

元々、今回不落になった訳ですけども、なる以前に工事費自体、全体をもう1回

見直して、これだけ絞れたのではないだろうかというふうに考えますけども、そこまでを考えなかったのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当初予定した額についても、かなり厳しい査定の中で予定額を出しております。

そしてまた不落になった事で、そこに資料にありますように今まで予定をしていたもの、それも決して華美なものではありません。必要だと言うふうに思っていたものについても今回どうしてもそれは、もうどんなにしようと、というような事で今回その部分については削減をしております。

非常に今後について私自身、ひよっとすれば残念に思う事があるかもしれませんが、このような経済状況の中で、かなりの増額が見込まれると言う事でありますので、ここはやはり、心を鬼にしてと言いますか、もう本当に乾いたタオルを絞るような形のもと減額をして今回の提案という事になっております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

当初から華美なものはもうやめてと、絞ってというふうに言っていたのですけども、それでもまだあったのじゃないですか。それで質問ですけども、所々ですね中央公民館の改修工事で検討だとか、いずれはやっていきたいと検討したいというような部分はあります。

これは、いずれやるんだったら結局は庁舎建設の一部に入ってくるんじゃないですかこの分。何か後からの全体の工事費が後から付け加えられるような事になりかねない気がしてですね。これは削った事にならないのではないのでしょうか。

私は、そう思いますけども。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたようにですね、全く華美なものについてはありません。そしてまた検討中の物についてもですね、その庁舎等の部分に当たるもので、部分になっ

ております。ですから要するにエリアの中での全体としての考え方の中で、やはりこれが必要ということで住民の方または議員の皆さんからですね、必要性を認められれば、そこでまた加えていこうというようなもので検討中と言う事になっております。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

なかなか厳しい判断で今までずっと積み上げてきたその議論の中身はですね、今日追加提案を出して今日結論を出せと言うのはね、ものすごく無理があると思うんですよ私。

しかも先日、何日か前でしょこれ。議案書が出されたのが資料も含めて、なかなか詳しく検討する間がないんですよ。それで、いきなり判断しろと言われてもですね、これはちょっと、どうなのかと後ほど委員会審査でも議論にはなると思うんですけれども、この点については町長どういうふうにお考えですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

提案がですね、本来ならば議運の３日前にお示しするというような事もありましたが残念ながらこちらのほうもですね、精いっぱいの中で、この予算を査定して、提案をしております。そういった意味でですね、こちらの不落になった後ですね、その作業についても本当に職員は努力をした中で、この提案になっておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（８番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（８番 有働 徳仁君）

４頁と１４頁になりますが約９億円の増額の事に関してなんですけど、町民税ですが、これ返済して行く事が分かっていますか。町長お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地方債の償還につきましては、一般会計の中で償還して行くという事になります。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ町の施設ですが町民が納得していると考えていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当然ながら町民の方たちにもご説明申しましたし、そして町民の代表である議員の皆様のご提言を受けまして今回、基本計画を再度見直して今進んでいる所でもあります。当然必要な施設でもありますし今あるこの施設自体、耐震化もままならないような施設でもあります。もう66年を経過してですね、いつ大きな地震が来ればですね、もうひとたまりもないような庁舎でもありますので、この庁舎建設については必要なものだというふうに考えております。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどの宇田川議員とちょっと重なるかもしれないですけど、これまでですね建設事業費、数度増額されてきたが今回の増額補正も十二分に協議検討議案として提出されているか。お考えを教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当然ながら協議検討して提案をしております。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第58号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 3時14分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

ただいま篠原総務文教委員長から議案第58号について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従って、篠原総務文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定しました。

次に、日程第18 陳情第10号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の、陳情審査報告をいたします。

陳情第10号 鞍手町手話言語条例の制定を町に求める陳情書。

本委員会は、9月21日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし町長に送付すべきものと決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第10号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。陳情第10号鞍手町手話言語条例の制定を町に求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第10号は、採択されました。

次に、日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって令和4年第5回定例会を閉会します。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 有 働 徳 仁

議員 栗 田 美 和

令和4年10月5日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査